

自主避難が実施された市町村に対する調査結果

平成 22 年 3 月 19 日

内閣府（防災担当）

【調査概要】

調査対象	平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨、平成 21 年台風第 9 号及び平成 21 年台風第 18 号の発生時に自主避難が実施された 420 の市町村
調査対象事例	420 の市町村において自主避難が実施された 450 の事例 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨・・・・・・・・87 事例 ・平成 21 年台風第 9 号・・・・・・・・・・・・・・37 事例 ・平成 21 年台風第 18 号・・・・・・・・・・・・・・326 事例 <p style="text-align: right;">計 450 事例</p>
回収数（率）	332 団体（79.0%）、354 事例（78.6%）
有効回答数（率）	332 団体（79.0%）、354 事例（78.6%） ※22 の市町村が 2 つの事例で回答
調査期間	平成 21 年 12 月 26 日～平成 22 年 2 月 8 日
調査方法	郵送による調査票の送付、FAX による調査票の回収

【調査項目】

- I. 「自主避難の呼びかけ」の実施状況
- II. 避難勧告等の発令との関係
- III. 「自主避難」の実状況等

【結果の要点】

- 自主避難をした住民に対し、具体的に「自主避難をしてください」と呼びかけた事例は 127 事例（約 36%）、自主避難を呼びかけていない事例は 225 事例（約 64%）であることから、約 6 割の事例において、市町村が呼びかけを実施しなくとも、住民が自主的に避難していることがわかる。（P. 79「I 1. 自主避難の呼びかけの実施状況」参照）
- 自主避難を呼びかけた 127 事例のうち、自主避難を呼びかけた判断要素を「降雨の予測」とした事例が 68（約 54%）、「降雨の実状況」とした事例が 61（48%）と、降雨に関する情報が約半数を占めており、「水位情報周知河川の水位状況等」（約 17%）や「洪水予報指定河川の水位状況等」（約 11%）などの河川の水位状況は判断要素としては高くない。（P. 81「I 3. 『自主避難の呼びかけ』を行った際の判断要素」参照）

- 自主避難を呼びかけた 127 事例について、呼びかけの伝達方法は「防災行政無線（同報系）」が 72 事例（約 57%）、「防災行政無線（個別受信機）」が 58 事例（約 46%）と防災行政無線を利用している事例が多い。（P. 82「I 4. 「具体的な呼びかけの方法」参照）
- 約半分の事例においては、市町村からの災害発生の危険性に関する情報提供がなかったにもかかわらず、住民が自主避難している。（P. 85「I 7. 「(結果的に) 自主避難を行った地域の住民」に対する災害発生の危険性などについての情報伝達実施の有無」参照）
- 自主避難の呼びかけを行った 127 事例のうち、自主避難の呼びかけのみに止まった事例は 90 事例（約 71%）、避難勧告等の発令に至った事例は 37 事例（約 29%）と、避難勧告等の発令まで至った事例は約 3 割であった。（P. 87「II 1. 避難勧告等の発令との関係」参照）
- 自主避難を呼びかけた市町村は、「自主避難」を市町村の計画やマニュアルに位置付けている割合が、全団体の傾向に比べて高いことが確認された。（P. 89「III 1. 自主避難の実状況」参照）。
- 自主避難場所としては、「指定避難場所」が約 9 割と最も多い。（P. 90「III 2. 「自主避難の対象となった避難場所」参照）

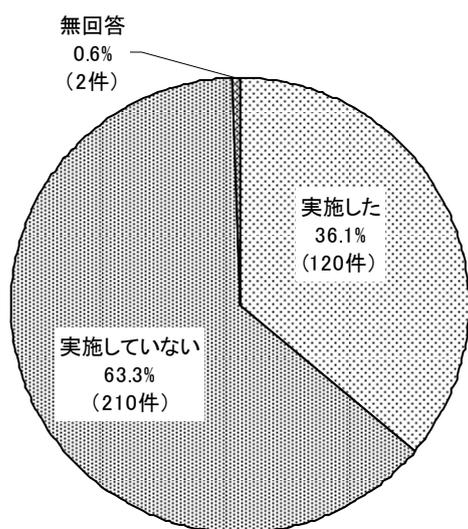
別添 1 自由記述回答内容

別添 2 各設問における「その他」の具体的記述内容

I. 「自主避難の呼びかけ」の実施状況

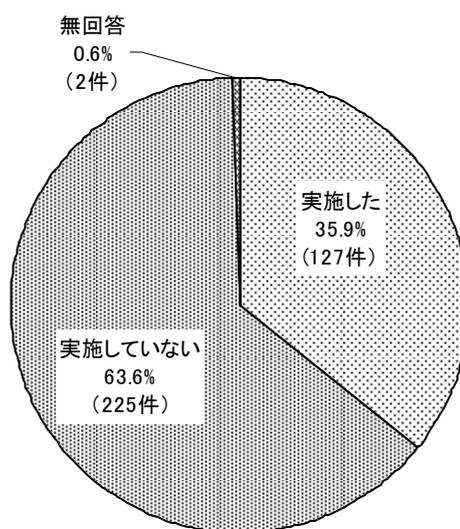
1. 具体的に「自主避難をしてください」との呼びかけ実施の有無 (N=332・単数回答)

	団体数 (N=332)		事例数 (N=354)	
	回答数	%	回答数	%
実施した	120	36.1%	127	35.9%
実施していない	210	63.3%	225	63.6%
無回答	2	0.6%	2	0.6%



団体数

N=332



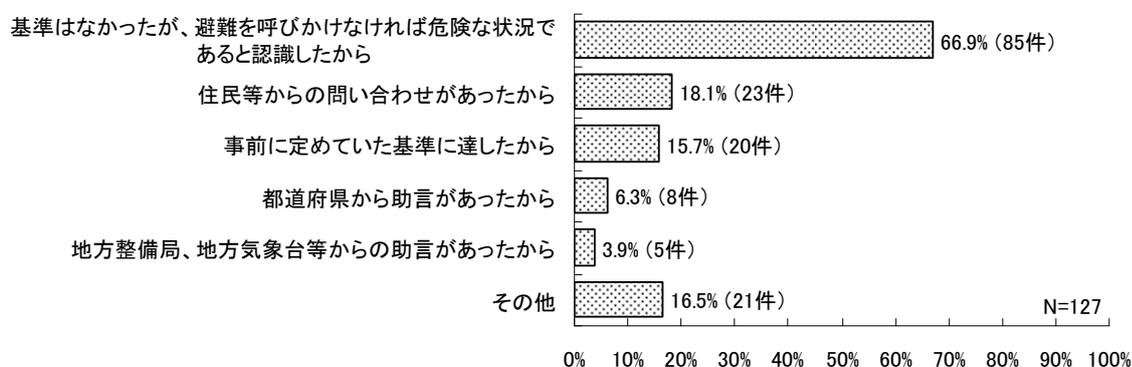
事例数

N=354

【前設問 I - 1 において、具体的に自主避難を呼びかけた事例※（127 事例）について】

2. 「自主避難の呼びかけ」を行ったきっかけ（N=127・複数回答）

	回答数	%
基準はなかったが、避難を呼びかけなければ危険な状況であると認識したから	85	66.9
住民等からの問い合わせがあったから	23	18.1
事前に定めていた基準に達したから	20	15.7
都道府県から助言があったから	8	6.3
地方整備局、地方気象台等からの助言があったから	5	3.9
その他	21	16.5

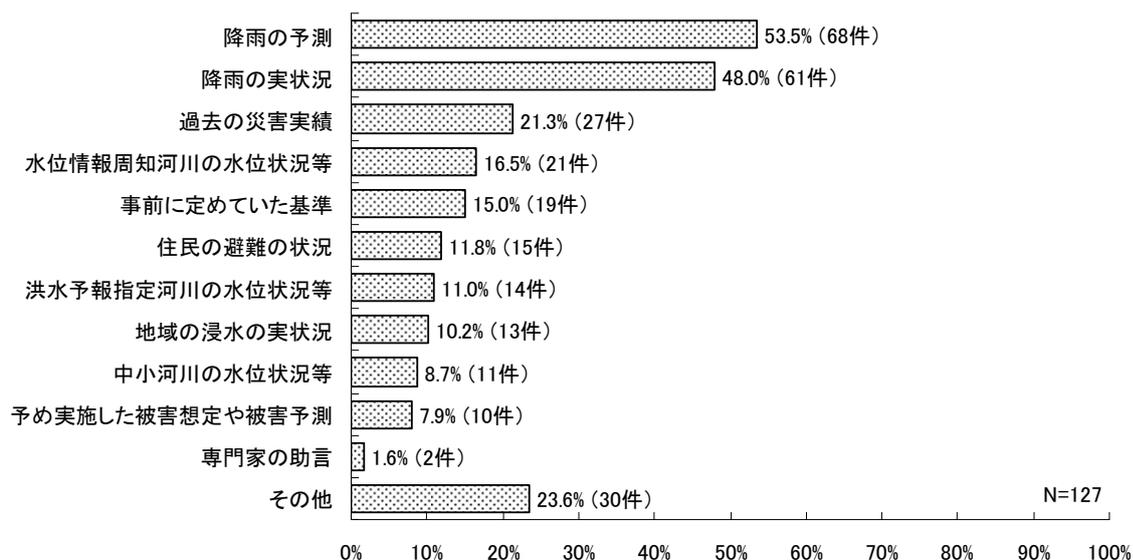


※ I - 1 参照

【前設問 I - 1 において、具体的に自主避難を呼びかけた事例^{※1}（127 事例）について】

3. 「自主避難の呼びかけ」を行った際の判断要素（N=127・複数回答）

	回答数	%
降雨の予測	68	53.5
降雨の実状況	61	48.0
過去の災害実績	27	21.3
水位情報周知河川の水位状況等	21	16.5
事前に定めていた基準	19	15.0
住民の避難の状況	15	11.8
洪水予報指定河川の水位状況等	14	11.0
地域の浸水の実状況	13	10.2
中小河川の水位状況等	11	8.7
予め実施した被害想定や被害予測	10	7.9
専門家の助言	2	1.6
その他 ^{※2}	30	23.6



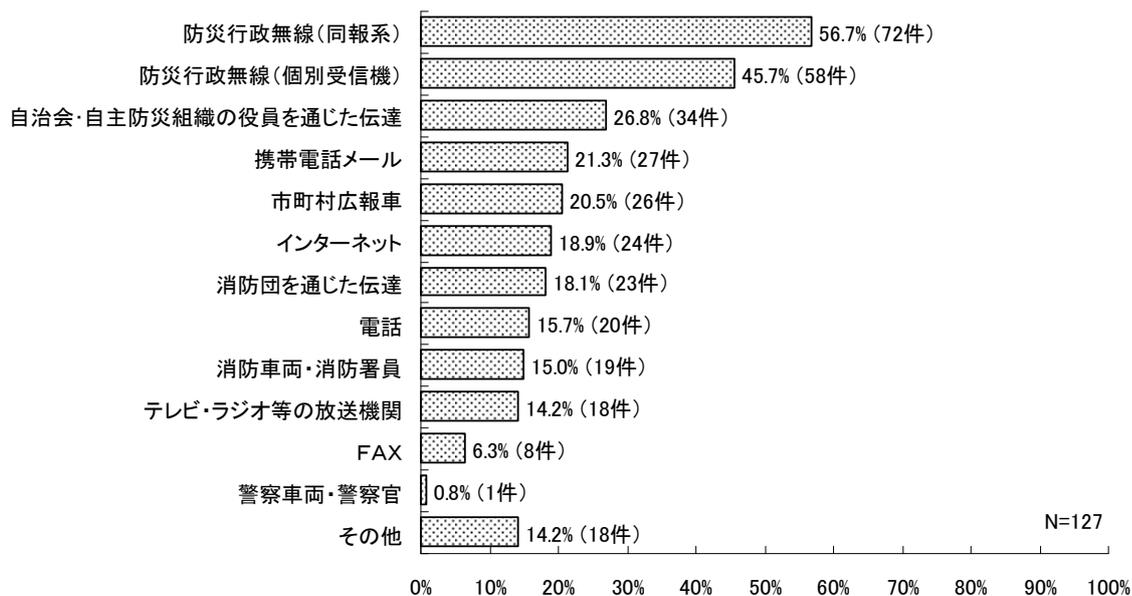
※1 I - 1 参照

※2 「台風情報」14件、「土砂災害警戒情報」4件 ほか

【前設問 I - 1 において、具体的に自主避難を呼びかけた事例※（127 事例）について】

4. 具体的な呼びかけの方法 (N=127・複数回答)

	回答数	%
防災行政無線（同報系）	72	56.7
防災行政無線（個別受信機）	58	45.7
自治会・自主防災組織の役員を通じた伝達	34	26.8
携帯電話メール	27	21.3
市町村広報車	26	20.5
インターネット	24	18.9
消防団を通じた伝達	23	18.1
電話	20	15.7
消防車両・消防署員	19	15.0
テレビ・ラジオ等の放送機関	18	14.2
FAX	8	6.3
警察車両・警察官	1	0.8
その他	18	14.2

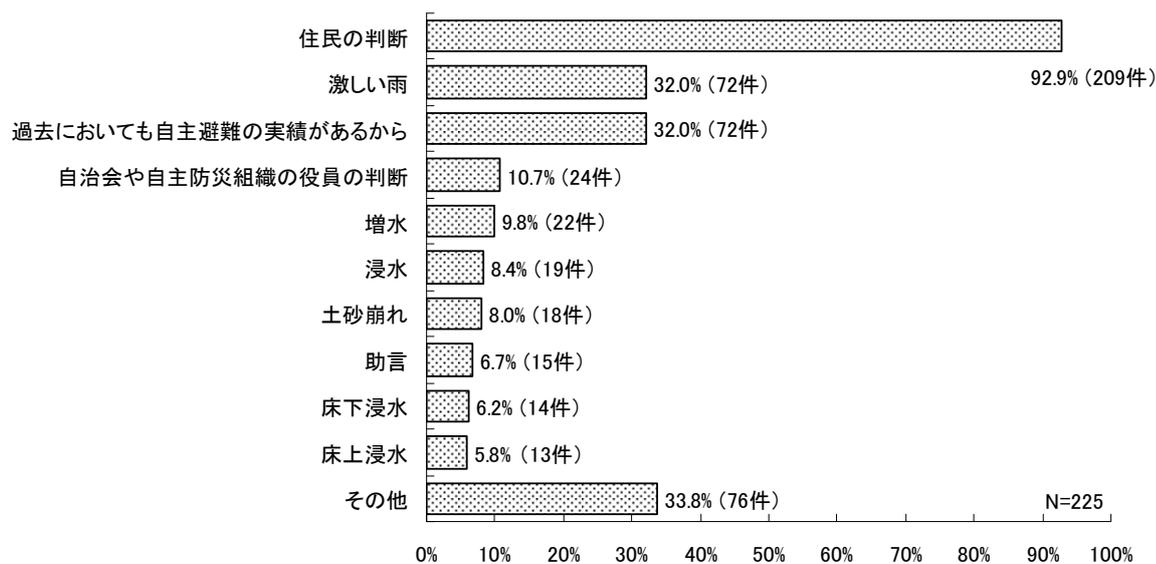


※ I - 1 参照

【前設問 I - 1 において、自主避難を呼びかけなかった事例^{※1}（225 事例）について】

5. 「自主避難の呼びかけ」を実施しなかったにもかかわらず、住民が自主的に避難した理由として考えるもの（N=225・複数回答）

	回答数	%
住民の判断	209	92.9
激しい雨	72	32.0
過去においても自主避難の実績があるから	72	32.0
自治会や自主防災組織の役員の判断	24	10.7
増水	22	9.8
浸水	19	8.4
土砂崩れ	18	8.0
助言	15	6.7
床下浸水	14	6.2
床上浸水	13	5.8
その他 ^{※2}	76	33.8



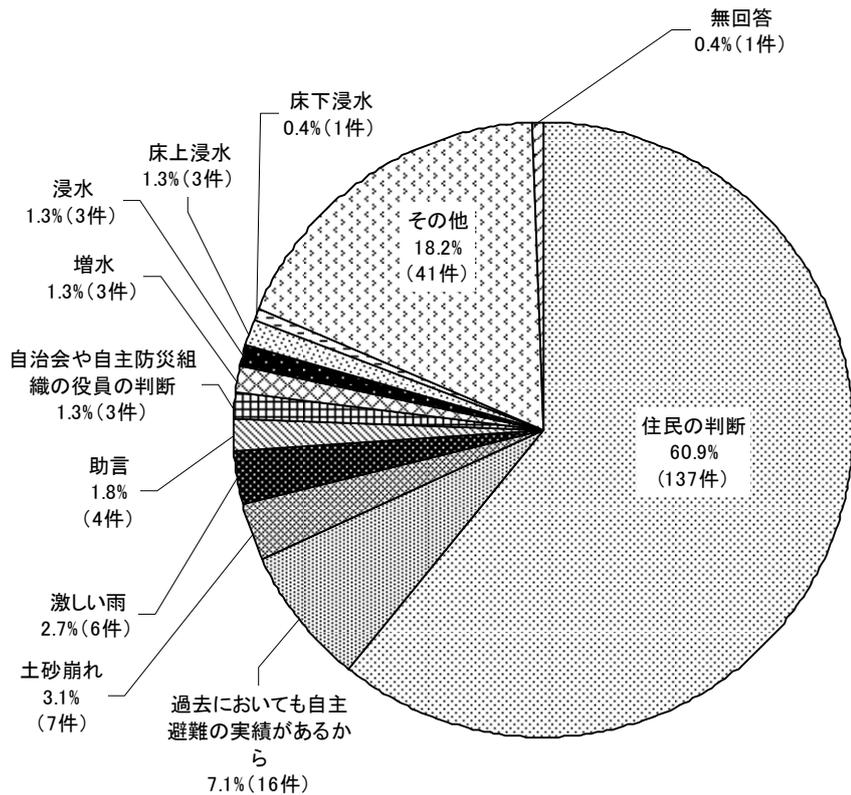
※1 I - 1 参照

※2 「マスコミによる台風情報」 44 件、「一人暮らしなどによる不安」 10 件 ほか

【前設問 I - 1 において、自主避難を呼びかけなかった事例* (225 事例) について】

6. 「自主避難の呼びかけ」を実施しなかったにもかかわらず、住民が自主的に避難した理由として最も大きな理由と考えるもの (N=225・単数回答)

	回答数	%
住民の判断	137	60.9
過去においても自主避難の実績があるから	16	7.1
土砂崩れ	7	3.1
激しい雨	6	2.7
助言	4	1.8
自治会や自主防災組織の役員の判断	3	1.3
増水	3	1.3
浸水	3	1.3
床上浸水	3	1.3
床下浸水	1	0.4
その他	41	18.2
無回答	1	0.4

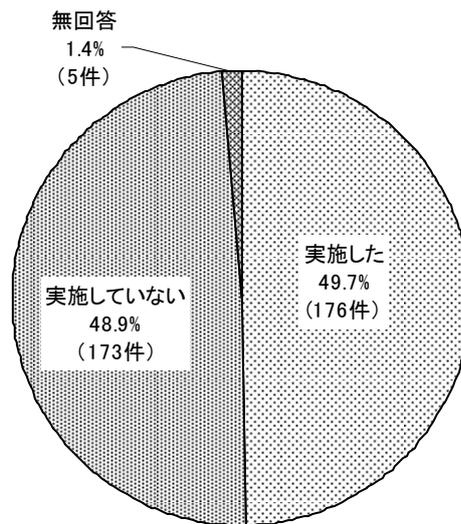


N=225

* I - 1 参照

7. 「(結果的に) 自主避難を行った地域の住民」に対する災害発生の危険性などについての情報伝達実施の有無 (N=354・単数回答)

	回答数	%
実施した	176	49.7
実施していない	173	48.9
無回答	5	1.4

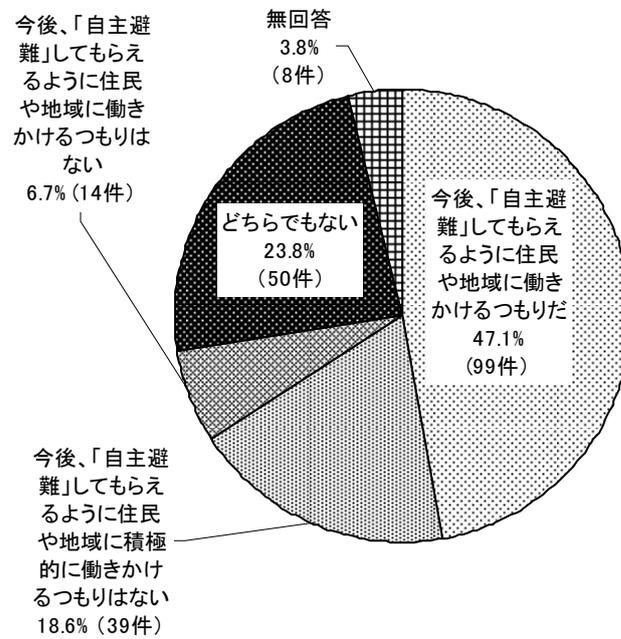


N=354

【前設問 I - 1 において、自主避難を呼びかけなかった団体※（210 団体）について】

8. 今回の経験や過去の経験をふまえた今後の「自主避難の方針」について (N=210・単数回答)

	回答数	%
今後、「自主避難」してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりだ	99	47.1%
今後、「自主避難」してもらえるように住民や地域に積極的に働きかけるつもりはない	39	18.6%
今後、「自主避難」してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりはない	14	6.7%
どちらでもない	50	23.8%
無回答	8	3.8%



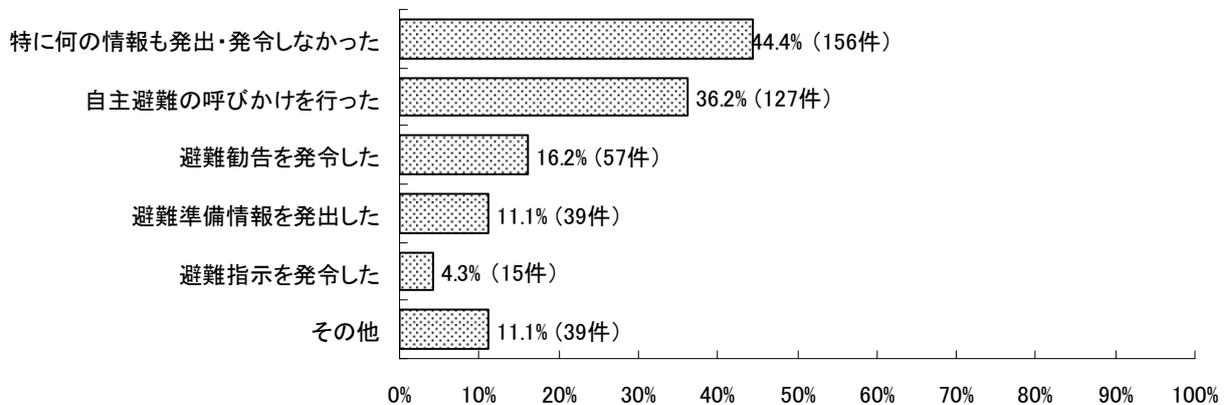
N=210

※ I - 1 参照

II. 避難勧告等の発令との関係

1. 自主避難が実施された事例における避難勧告等の発令状況 (N=354・複数回答)

	回答数	%
特に何の情報も発出・発令しなかった	156	44.4
自主避難の呼びかけを行った	127	36.2
避難勧告を発令した	57	16.2
避難準備情報を発出した	39	11.1
避難指示を発令した	15	4.3
その他※	39	11.1



自主避難の呼びかけを行った 127 事例における避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令との関連性

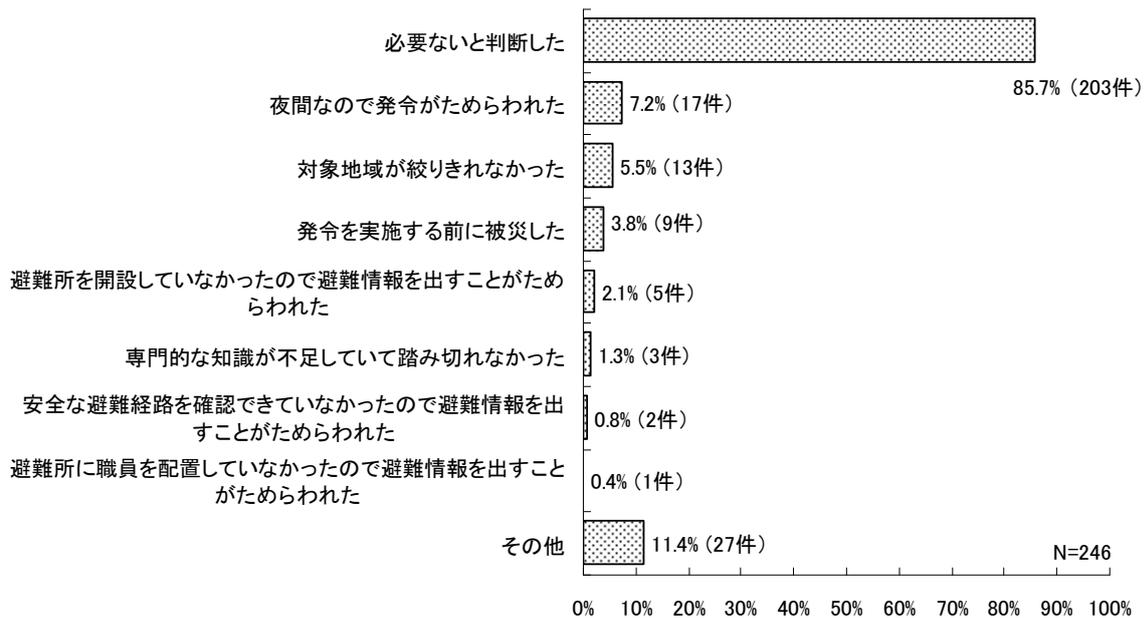
	回答数	%
自主避難の呼びかけのみ	90	70.9
自主避難の呼びかけ→避難準備情報	14	11.0
自主避難の呼びかけ→避難準備情報→避難勧告	6	4.7
自主避難の呼びかけ→避難準備情報→避難勧告→避難指示	0	0.0
自主避難の呼びかけ→→→→→→→→避難勧告	13	10.2
自主避難の呼びかけ→→→→→→→→避難勧告→避難指示	4	3.1

※ 「避難所開設情報の提供」 22 件、「注意・警戒の呼びかけ」 14 件 (ほか)

【前設問Ⅱ－１において、「特に何の情報も発出・発令しなかった」事例（156 事例）と「自主避難の呼びかけのみ」に止まった（90 事例）を合わせた（246 事例）について】

2. 避難準備情報、避難勧告、避難指示などの発出・発令に至らなかった理由（N=246・複数回答）

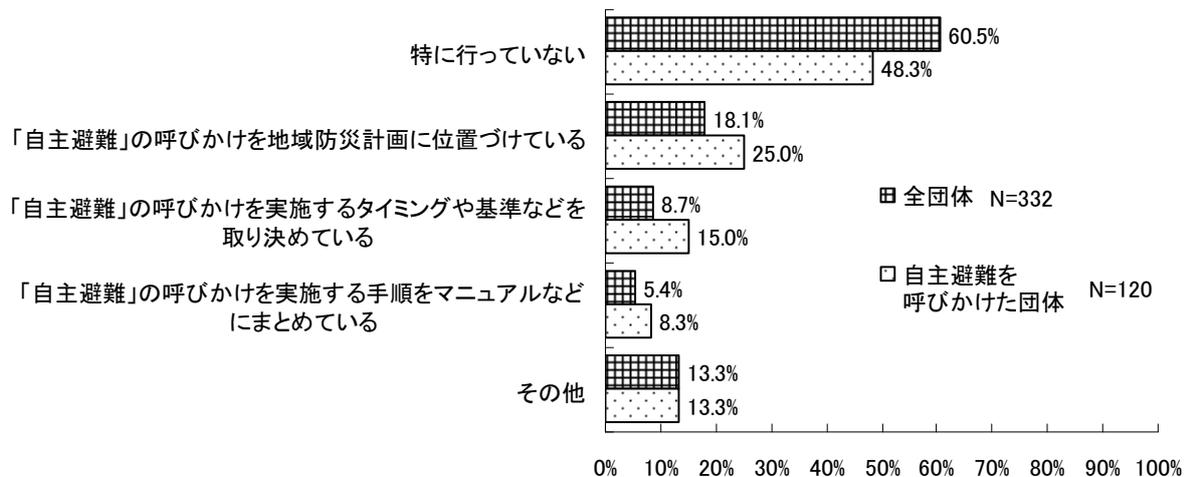
	回答数	%
必要ないと判断した	203	85.7
夜間なので発令がためられた	17	7.2
対象地域が絞りきれなかった	13	5.5
発令を実施する前に被災した	9	3.8
避難所を開設していなかったので避難情報を出すことがためられた	5	2.1
専門的な知識が不足していて踏み切れなかった	3	1.3
安全な避難経路を確認できていなかったので避難情報を出すことがためられた	2	0.8
避難所に職員を配置していなかったので避難情報を出すことがためられた	1	0.4
その他	27	11.4



Ⅲ. 自主避難の実状況

1. 自主避難を市町村の計画やマニュアルに位置づけているか（複数回答）
 全団体（N=332）と自主避難をよびかけた団体※（全団体の内数）（N=120）の比較

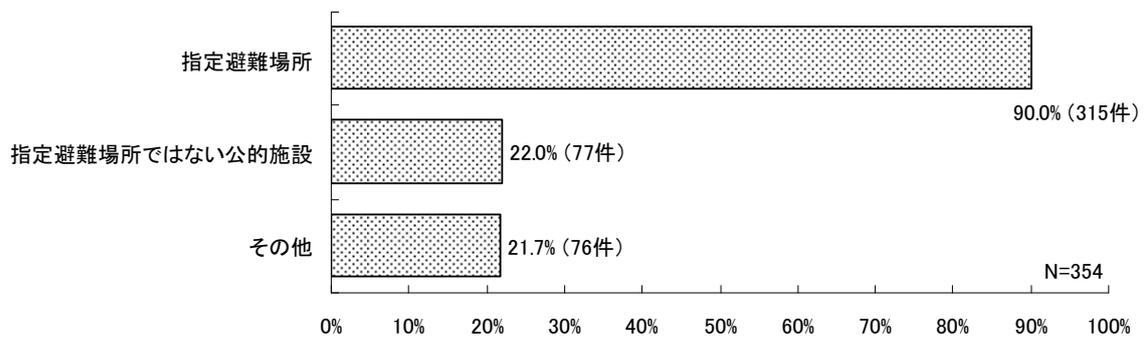
	全団体 (N=332)		自主避難を呼びか けた団体 (N=120)	
	回答数	%	回答数	%
特に行っていない	201	60.5%	58	48.3%
「自主避難」の呼びかけを 地域防災計画に位置づけている	60	18.1%	30	25.0%
「自主避難」の呼びかけを 実施するタイミングや基準などを 取り決めている	29	8.7%	18	15.0%
「自主避難」の呼びかけを 実施する手順をマニュアルなどに まとめている	18	5.4%	10	8.3%
その他	44	13.3%	16	13.3%



※ I-1 参照

2. 自主避難の対象となった避難場所 (N=354・複数回答)

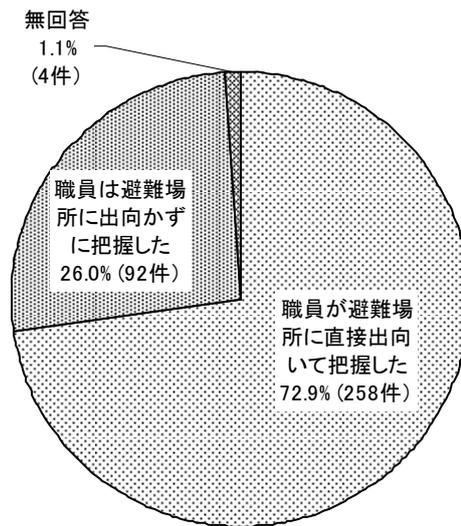
	回答数	%
指定避難場所	315	90.0
指定避難場所ではない公的施設	77	22.0
その他 [※]	76	21.7



※ 「知人・親戚宅」40件、「集会場等」21件ほか

3. 自主避難状況の把握方法 (N=354・単数回答)

	回答数	%
職員が避難場所に直接出向いて把握した	258	72.9
職員は避難場所に出向かずに把握した	92	26.0
無回答	4	1.1

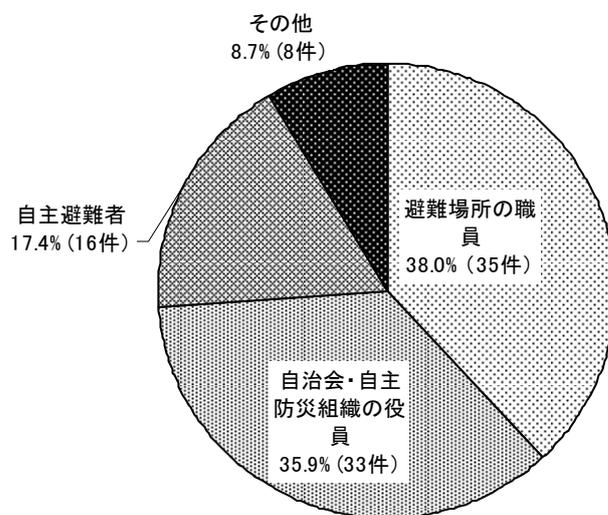


N=354

【前設問Ⅲ－３において、職員が避難場所に直接出向かずに自主避難の状況を把握した事例※（92事例）において】

4. 職員が避難場所に出向かずに自主避難の状況を把握した相手（N=92・単数回答）

	回答数	%
避難場所の職員	35	38.0
自治会・自主防災組織の役員	33	35.9
自主避難者	16	17.4
その他	8	8.7



N=92

※ Ⅲ－３参照

【別添 1】自由記述回答内容

目 次

I. 自主避難の位置づけの具体的内容について

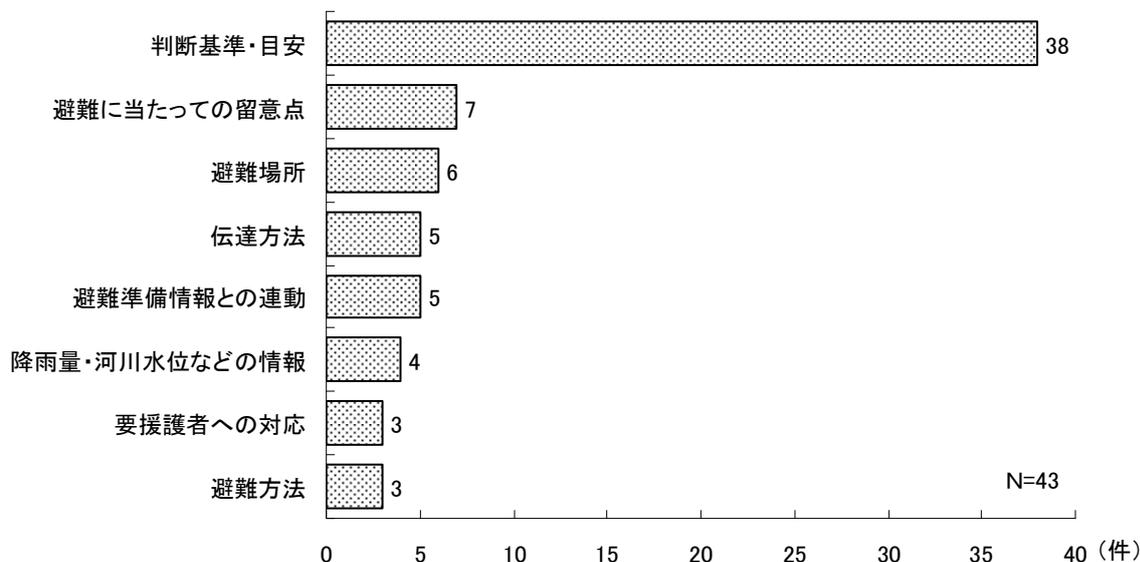
1. 「自主避難」の呼びかけを地域防災計画に位置づけている
2. 「自主避難」の呼びかけを実施するタイミングや基準などを取り決めている
3. 「自主避難」の呼びかけを実施する手順をマニュアルなどにまとめている
4. その他

II. 今回の経験や過去の経験を踏まえた自主避難の方針について

1. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりだ」
と考えるようになった経緯・理由について
2. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に積極的に働きかけるつもりはない」
と考えるようになった経緯・理由について
3. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりはない」
と考えるようになった経緯・理由について
4. 「どちらでもない」
と考えるようになった経緯・理由について

I. 自主避難の位置づけの具体的内容について

1. 「自主避難」の呼びかけを地域防災計画に位置づけている（複数回答）



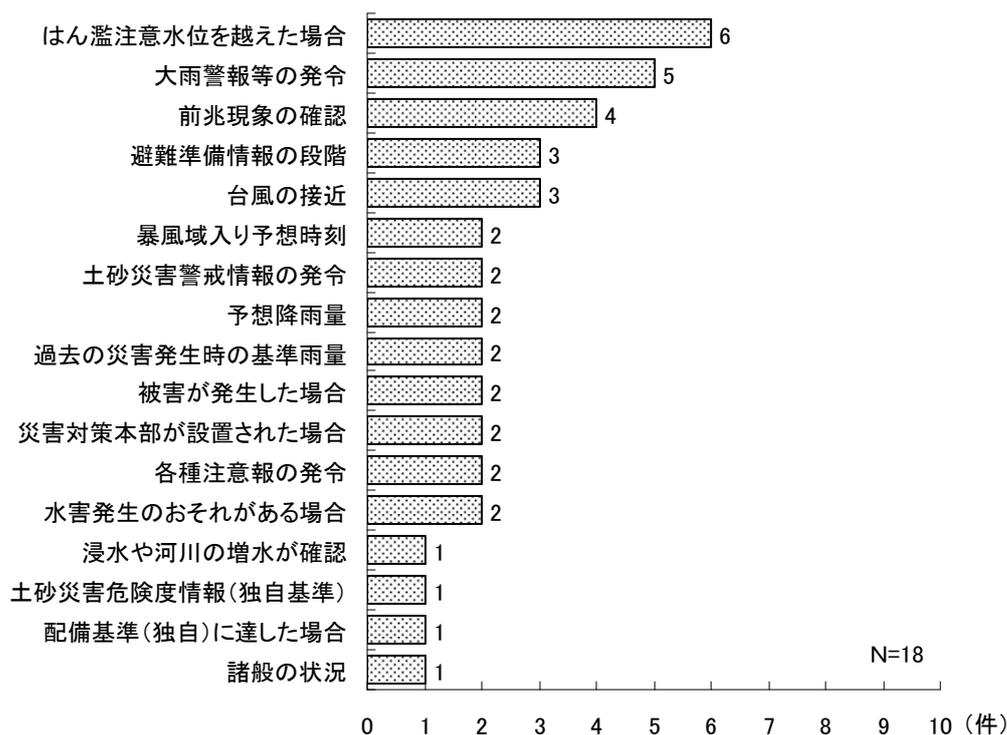
No	記述内容
1	・ 危険箇所に指定された地区の住民に対し、前兆現象・異常を感知した時、市から自主避難の呼びかけがあった時、知人宅等に避難するとしており、日頃の啓発活動でも自主避難、早期避難を呼びかけている。
2	・ 土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における自主避難について、住民に対しあらかじめ広報誌を始めとして機会をとらえてその知識の普及を図る。住民も災害の発生する危険性を感じた場合は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。また、住民が自主的に避難を行う場合には、市は求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡することになっている。
3	・ 豪雨等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。なお、市民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんする等適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。
4	・ 防災計画内における「避難勧告等発令基準」として、水害及び土砂災害のおそれがあると認められる場合に、住民等に注意喚起を実施し、自主避難を促すことを明記している。
5	・ 市は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者及び、浸水想定区域内の要援護者施設に対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の発信に、特に留意して行う。
6	・ 市として避難勧告等を出していなくても、市民から「災害発生の不安がある」ため、避難したいと連絡があった場合などに避難所を開設している。避難所を開設するために、自主的に避難する場合にはおおむね1時間前までに連絡をするように広報している。
7	・ 自主避難所の開設の基準。1) 自主避難所は、台風の接近などにより被害がおこる可能性がある場合、自主避難所を開設する。2) 自主避難所を開設する時期は、自主避難者の避難時期を考慮するものとし、気象警報等が解除されるなど、被害が起こる可能性がなくなったと

	判断できる場合に閉鎖する。自主避難所開設に関する伝達方法。自主避難所開設に関する事項の住民への伝達は、広報車や、コミュニティ無線、メッセージボードを搭載した災害対応型自動販売機などにより実施する。
8	・ 町は土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における町民の自主避難について、町民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。また町民においても、豪雨等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。町民が自主的に避難を行う場合には、町は求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対しこのことを連絡する。
9	・ ○○市地域防災計画、第○章第○節、避難計画、抜粋。(3) 土砂災害警戒区域等における避難準備及び自主避難の呼びかけ。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、降雨の状況等により土砂災害発生の危険性が高いと判断される場合は、当該区域の住民に対し、防災行政無線、広報車等により避難準備及び自主避難の呼びかけを行う。
10	・ 住民及び事業所等施設管理者は、市街地延焼火災、土砂崩れ、洪水、浸水、雪崩等の災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努めるとともに、自ら危険であることを察知した場合は、自からの判断で避難する。
11	・ 自主避難についての大まかな判断基準や避難時の留意点について記載している。
12	・ 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後とも水位の上昇が見込まれる場合。
13	・ 過去の災害発生時の雨量を基準に、降雨による避難情報発令の参考基準を作成している。また、大型の台風が接近するおそれのある場合に大雨警報等が発令された場合には避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発令され被害が拡大することが予想される場合には避難勧告を発令するよう定めている。
14	・ 地域防災計画で次に掲げる場合住民の自発的避難を行うとしています。(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合。(2) 溪流の流末が急激に濁りだした場合や、立木がまざりはじめた場合。(3) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合。(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある)(4) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合。(5) 溪流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合。
15	・ 災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その住民に対しては避難場所及び避難の方法を周知徹底し、災害時には、指定場所に積極的に自主避難するように指導。
16	・ 市からの避難勧告等がない場合であっても、周りの状況から危険が迫っていると判断される時は、住民の自主避難を促す。
17	・ 自主避難についての大まかな判断基準や避難時の留意点について記載している。
18	・ 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後とも水位の上昇が見込まれる場合
19	・ 避難情報発令の目安を定めている。
20	・ ○○町地域防災計画の中の避難計画の中で、避難準備情報をどのような場合に発令するかを定め、その内容を周知する様定めている。また、同資料においては、避難勧告の発令基準を定めている。
21	・ 市は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること(自主避難)を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者及び、浸水想

	定区域内の要援護者施設に対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の発信に、特に留意して行う。
2 2	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害発生時の雨量を基に、降雨による避難情報発令の参考基準を作成している。また、大型の台風が接近するおそれのある場合に大雨警報等が発令された場合には避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発令され被害が拡大することが予想される場合には避難勧告を発令するよう定めている。
2 3	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難＝避難準備情報の提供。実施責任者、避難準備情報の提供、町長。措置、避難準備情報の提供、一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始。実施の基準、避難準備情報の提供、 〇〇川の水位が警戒水位（1. 5m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。（以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合） 1時間降雨量が30mmを超え、以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合。イ住民への周知。町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により、迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。（ア）町防災行政無線（イ）広報車（ウ）行政区・自主防災組織等の連絡網の活用（エ）半鐘・サイレン（オ）各戸への訪問
2 4	<ul style="list-style-type: none"> 水害が発生するおそれがある場合、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報のお知らせ、住民への注意喚起を行うとともに、状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難することを促す。
2 5	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市地域防災計画一般対策編P〇～〇。第〇節住民の避難誘導體制。1主旨。市は、自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じ避難の勧告又は指示を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。加えて、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化するため、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策としつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難行動（災害時要援護者避難）情報の判断基準等を定めるよう努めるものとする。
2 6	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市地域防災計画では、自主避難について一般対策編及び地震対策編に次のとおり明記しております。■地域防災計画一般対策編。第3節土砂災害防除計画－2計画の内容－（5）警戒措置－イ避難措置の徹底（ア）地域住民は、当該危険箇所の状況を常に把握するとともに、危険が予想されるときは、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所に避難する。■地域防災計画地震対策編。危険予想地域における災害の予防－1避難計画の策定（4）任意避難地区。本市においては、「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断して、津波の浸水及び延焼火災危険予想地域を定めず任意避難地区とする。任意避難地区の住民等は、避難の必要性、避難開始時期、避難先等について自主的に判断することを原則とする。
2 7	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラ豪雨等の避難方法。ゲリラ豪雨時には極めて短時間で避難行動をとる必要があるため、避難準備情報を伝達する暇がないことが想定される。そのような場合には、人命を第1として、近くの高台、自宅又は近隣家屋の上屋、公民館などを「緊急退避所」として緊急退避行動をとり、その後、必要に応じて避難所への避難を行う。
2 8	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合。 避難判断水位に達した場合。等
2 9	<ul style="list-style-type: none"> 避難の必要が予想される各種気象警報（高潮警報）が発せられたとき・台風・大災等により、現に被害を受け、又は当該災害の拡大が予想され被害を受けるおそれがあると認められるとき・河川が警戒水位（〇〇川：〇〇町6. 00m、〇〇川：〇〇町4. 80m）を突破し、洪水のおそれがあるとき・その他諸般の状況から避難の必要があると認められるとき

30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予報警報等の発令又は災害が発生し始めた場合、広報車の巡回、携帯電話、自主防災会を通じた電話連絡や戸別伝達等により自主避難を促す。
31	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○市地域防災計画、平成20年度修正風水害対策編、P○第○節避難対策計画、第2項対策、1. 自主避難の指導。災害の発生のおそれがある場合には、住民自らが安全の確保するよう自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難が実施できるよう指導しておくものとする。
32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しており、避難準備情報の段階が、自主避難の考え方として、位置づけられる。
33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年台風23号の教訓から、避難にかかる基準、対応等を定め、「避難マニュアル」を作成し、全世帯へ配付。詳細は、市ホームページに掲載。
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備情報の発表を、気象予報等にに基づき、コミュニティーラジオや広報車等で住民に伝達する。避難準備情報による避難は自主避難の基本とする。
35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害から住民の安全を確保するための措置として、避難計画上に自主避難を定めている。なお、自主避難を行う呼びかけの時期については、災害対策本部等により決定する。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊及び火災の発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、自己の判断で避難する。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を出す前段階として、避難準備情報を出すこととなっている。そのタイミングで対象地区の市民に対しては周りの状況により自主避難するように求める。また、要援護者は避難を回始する。避難準備情報は災害発生の危険性が高まった時（前兆現象が発見されたり、雨量が一定量を超えた際に出されることとなっている。）
38	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○町地域防災計画第○章「災害応急対策計画」第○節「被災者救助保護計画」第2「避難計画」2、「計画内容」（2）「避難の方法」において。 ・ 避難は原則として、避難者各自が行うものとし、自主的な判断により縁故関係者先又は、指定避難所に避難するように周知させ必要に応じて関係機関の車両等を利用することを指示する。避難については、平素から避難の際の心得をパンフレット等により、一般に周知徹底を図る。旨、規定されている。
39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の状況から避難の必要があると認めるときは、積極的に自主避難するよう努める。
40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対し、避難の必要があるときは、積極的に自主避難するよう努める。
41	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報が発令され、引き続き強い雨が見込まれる場合、または、前兆現象等が確認された場合。
42	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○市地域防災計画中の「避難計画」の避難の種別として、下記のとおり記載している。1. 避難の種別（1）自主避難。災害が発生するおそれがあるとき、時間的に余裕を持って行う避難。事前避難の必要がある場合は、対象となる住民や地元自主防災組織の判断で自主的に行う。状況によっては市長が必要と認めて発令する場合もある。
43	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3. 自主避難、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。災害の種類・がけ崩れ、兆候（1）がけにひび割れができる。（2）がけから水が湧いてくる。（3）小石がパラパラと落ちてくる。災害の種類・地すべり、兆候（1）地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。（2）地面にひび割れができる。（3）地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。災害の種類・土石流、兆候（1）立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合（2）溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合（3）降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため）

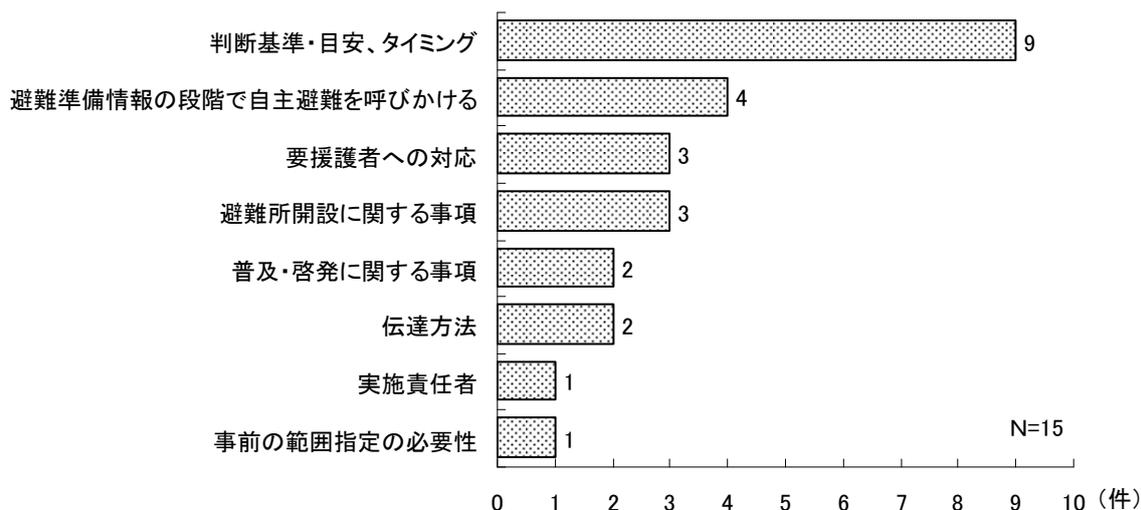
2. 「自主避難」の呼びかけを実施するタイミングや基準などを取り決めている（複数回答）



No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 警戒情報、避難準備の情報伝達の際、自主避難を促す。土砂災害、避難準備・大雨警報が発令されている、または土砂災害危険度情報がレベル1（地区はメッシュ判断）となり今後も降雨が続くことが予測される。・軽微な災害が確認されている。・前兆現象（湧き水、地下水の濁り、量の変化）が確認された。河川災害、避難準備・洪水注意報が発令され、はん濫注意水位に到達し、今後も水位が上昇する可能性がある。・増水により越水の可能性がある。・近隣で浸水や河川の増水が確認されている。
2	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難所の開設の基準。1）自主避難所は、台風の接近などにより被害がおこる可能性がある場合、自主避難所を開設する。2）自主避難所を開設する時期は、自主避難者の避難時期を考慮するものとし、気象警報等が解除されるなど、被害が起こる可能性がなくなったと判断できる場合に閉鎖する。自主避難所開設に関する伝達方法。自主避難所開設に関する事項の住民への伝達は、広報車や、〇〇コミュニティ無線、メッセージボードを搭載した災害対応型自動販売機などにより実施する。
3	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合。
4	<ul style="list-style-type: none"> 大雨洪水暴風等の警報が発令され、災害対策本部が設置された場合
5	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害発生時の雨量を基準に、降雨による避難情報発令の参考基準を作成している。また、大型の台風が接近するおそれのある場合に大雨警報等が発令された場合には避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発令され被害が拡大することが予想される場合には避難勧告を発令するよう定めている。
6	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合
7	<ul style="list-style-type: none"> 台風の予想進路により、避難所開設を行う必要がある場合には、概ね校区数の1/3を目安に避難所を選定し開設することとしています。なお、開設の時期については、暴風域入り予想時刻から勘案し、市民が安全に避難できる時間帯までに実施します。市民に対しては、避

	難所開設情報を広報するとともに、自主避難を呼びかけます。
8	・ 大雨洪水、暴風等の警報が発令され、災害対策本部が設置された場合。
9	・ 過去の災害発生時の雨量を基に、降雨による避難情報発令の参考基準を作成している。また、大型の台風が接近するおそれのある場合に大雨警報等が発令された場合には避難準備情報を、土砂災害警戒情報が発令され被害が拡大することが予想される場合には避難勧告を発令するよう定めている。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難＝避難準備情報の提供。実施責任者、避難準備情報の提供、町長。措置、避難準備情報の提供、一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始。実施の基準、避難準備情報の提供、 ・ ○○川の水位が警戒水位（1.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される時。（以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合） ・ 1時間降雨量が30mmを超え、以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合。イ住民への周知。町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。（ア）町防災行政無線（イ）広報車（ウ）行政区・自主防災組織等の連絡網の活用（エ）半鐘・サイレン（オ）各戸への訪問
11	・ 地域防災計画より抜粋。水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難することを促す。
12	・ 避難の必要が予想される各種気象警報（○／○高潮警報）が発せられたとき・台風・大災等により、現に被害を受け、又は当該災害の拡大が予想され被害を受けるおそれがあると認められるとき・河川が警戒水位（○○川：○○町6.00m、○川：○町4.80m）を突破し、洪水のおそれがあるとき・その他諸般の状況から避難の必要があると認められるとき
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風対応マニュアルによって、取り決めている。 ・ 第1号配備基準に達した場合又は、台風が予想到達時間の6時間に自主避難者に備え、全公民館を避難所として開設し、広報する。
14	・ 避難勧告を出す前段階として、避難準備情報を出すこととなっている。そのタイミングで対象地区の市民に対しては周りの状況により自主避難するように求める。また、要援護者は避難を回始する。避難準備情報は災害発生の危険性が高まった時（前兆現象が発見されたり、雨量が一定量を超えた際に出されることとなっている。）
15	・ 洪水からの避難：避難準備（はん濫注意水位、水位により目安を定めている。）、避難勧告（避難判断水位）、避難指示（はん濫危険水位）。土砂災害からの避難：避難準備、避難勧告、避難指示、前兆現象を例示している。
16	・ 台風接近時には、早めに避難するよう、CATV及び、防災無線にて呼びかけている。
17	・ 大雨警報が発令され、引き続き強い雨が見込まれる場合、または、前兆現象等が確認された場合。
18	・ 台風接近等の際、町内15ヶ所の自主避難所を開設し、防災行政無線にて呼びかけを行っている。

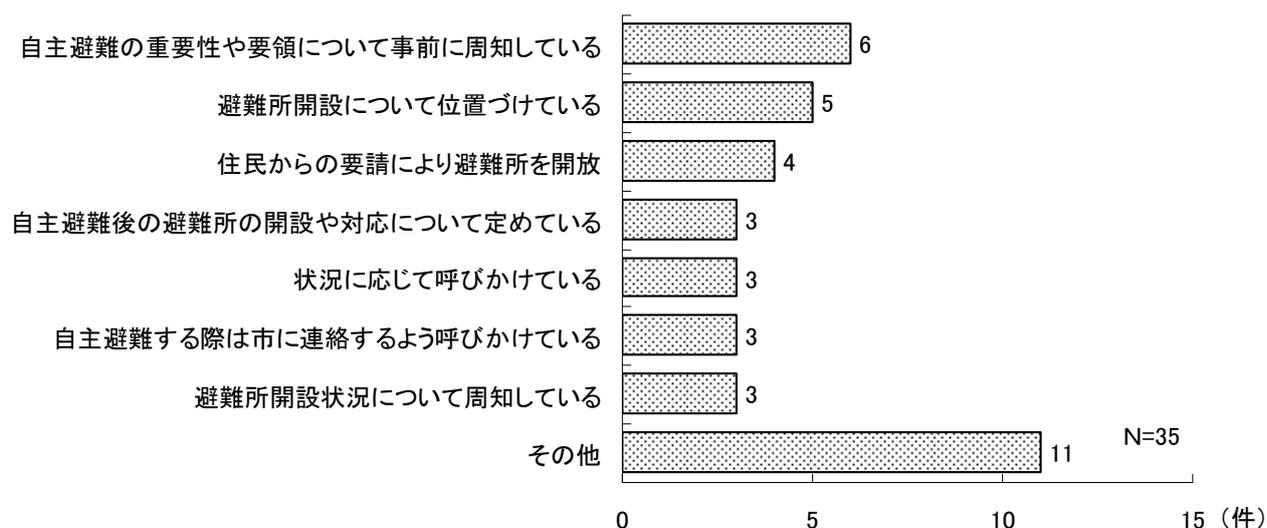
3. 「自主避難」の呼びかけを実施する手順をマニュアルなどにまとめている（複数回答）



No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 市内6ヶ所のコミュニティセンターを避難所として開設し、市職員を2名配置し自主避難者の受け入れを行う。 自治会等においては、自治会長や区長等が公民館を避難所として開設し、自治会等が運営する。
2	<ul style="list-style-type: none"> 警戒情報、避難準備の情報伝達の際、自主避難を促す。土砂災害、避難準備・大雨警報が発令されている、または土砂災害危険度情報がレベル1（地区はメッシュ判断）となり今後も降雨が続くことが予測される。 軽微な災害が確認されている。 前兆現象（湧き水、地下水の濁り、量の変化）が確認された。河川災害、避難準備・洪水注意報が発令され、はん濫注意水位に到達し、今後も水位が上昇する可能性がある。 増水により越水の可能性がある。 近隣で浸水や河川の増水が確認されている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合。
4	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令されると、ただちに「自主避難」の呼びかけを市内全域に実施するよう、マニュアルに定めている。
5	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令された時、水位情報周知河川の水位がはん濫注意水位を越え、今後も水位の上昇が見込まれる場合。
6	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発令されると、ただちに「自主避難」の呼びかけを市内全域に実施するよう、マニュアルに定めている。
7	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難＝避難準備情報の提供。実施責任者、避難準備情報の提供、町長。措置、避難準備情報の提供、一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始。実施の基準、避難準備情報の提供、 〇〇川の水位が警戒水位（1.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。（以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合） 1時間降雨量が30mmを超え、以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合。イ住民への周知。町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなった

	<p>ときも同様とする。(ア) 町防災行政無線 (イ) 広報車 (ウ) 行政区・自主防災組織等の連絡網の活用 (エ) 半鐘・サイレン (オ) 各戸への訪問</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画より抜粋・水害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難することを促す。
9	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害における避難勧告等の判断、伝達マニュアルにより、避難所へ避難するのに時間がかかる地区や要援護者に対して避難準備情報として自主避難を促すこととしている。
10	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難の呼びかけは、防災無線により実施する（災害対策実施要綱に記載）。
11	<ul style="list-style-type: none"> 「〇〇市水害時避難勧告マニュアル」の判断基準、伝達方法に基づき市民への周知を図り、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所に向かうことができるように努める。
12	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年台風23号の教訓から、避難にかかる基準、対応等を定め、「避難マニュアル」を作成し、全世帯へ配付。詳細は、市ホームページに掲載。
13	<ul style="list-style-type: none"> 台風対応マニュアルによって、取り決めている。 第1号配備基準に達した場合又は、台風が予想到達時間の6時間に自主避難者に備え、全公民館を避難所として開設し、広報する。
14	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告を出す前段階として、避難準備情報を出すこととなっている。そのタイミングで対象地区の市民に対しては周りの状況により自主避難するように求める。また、要援護者は避難を回始する。避難準備情報は災害発生の危険性が高まった時（前兆現象が発見されたり、雨量が一定量を超えた際に出されることとなっている。）
15	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報を中心に、職員が現場巡回し、情報収集した結果判断し、防災行政無線放送や広報車等により町民に呼びかける。

4. その他（複数回答）



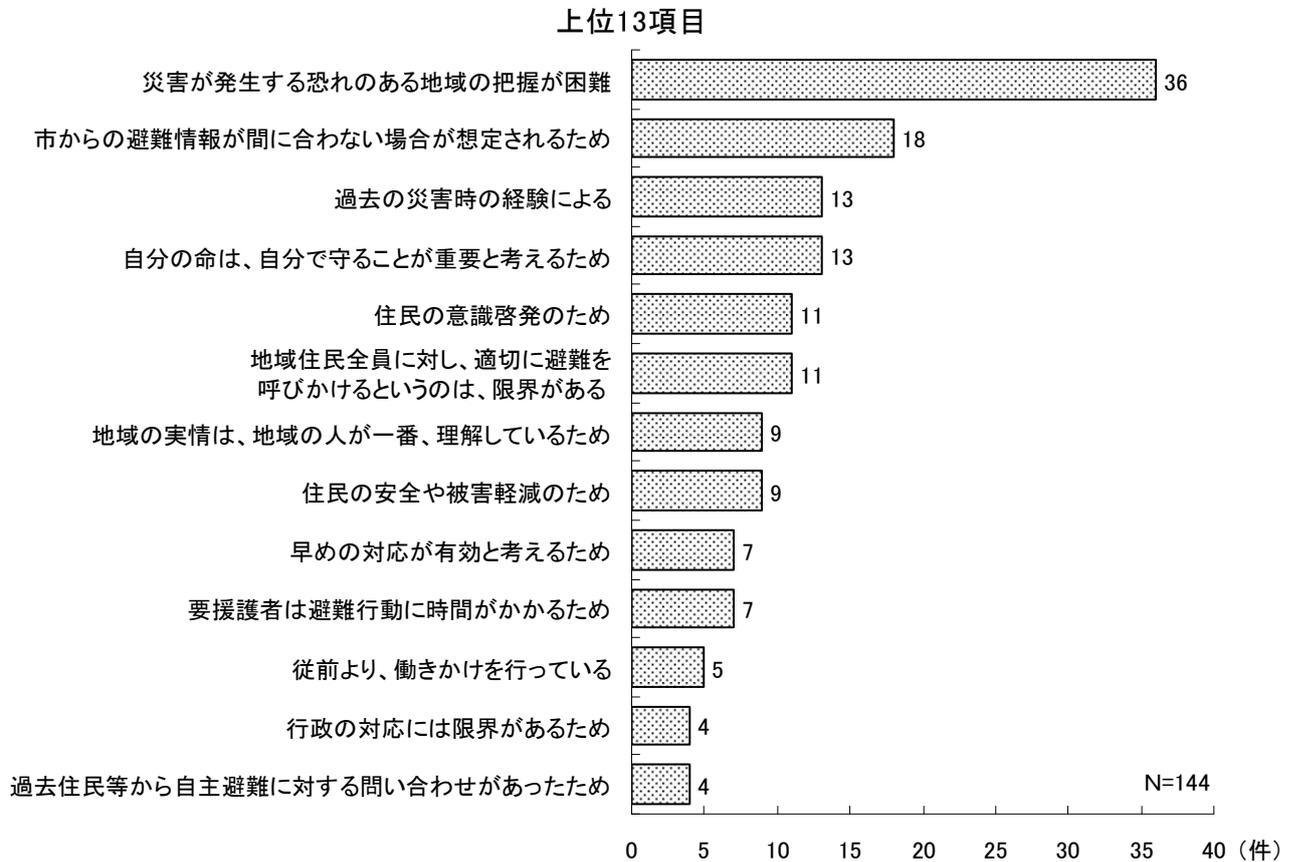
No	記述内容
1	・ 災害警戒本部設置に伴う会議において予想される被害を考えたうえで、自主避難の呼びかけを行うかを決定している。
2	・ 防災講習、防災トーク等の機会を通じて、自主避難の重要性と働きかけを行っている。
3	・ 自主避難の呼びかけやタイミングについては、特にマニュアル化はしていないが、気象状況などから判断し、随時、FAXやメール、電話などで自主避難を呼びかけている。地域防災計画の中で、避難所の開設・運営の箇所、自主避難者への対応について定めていることから、「自主避難」を避難の考え方の一つとして位置付けているといえる。
4	・ 市内に24箇所ある避難所のうち9箇所を自主避難所として指定しており、台風接近時等の災害警戒時に必要に応じて開設する。開設する際は該当地区に対し、防災行政無線等を利用して情報の伝達を行い、避難に当たっては必要な食料、防寒着等は持参するよう呼びかけている。
5	・ 避難計画の実施体制のフロー図の中で「自主的避難」が位置づけられている。
6	・ 当市地域防災計画において「自主避難」の呼びかけについての記載はないが、国及び地方気象台が発表する「土砂災害警戒情報」の説明の中で、住民による自主避難判断の元となる情報としている。
7	・ 市として避難勧告等を出していなくても、市民から「災害発生の不安がある」ため、避難したいと連絡があった場合などに避難所を開設している。避難所を開設するために、自主的に避難する場合にはおおむね1時間前までに連絡をするように広報している。
8	・ 避難所は、災害のため現に被害をうけ、また受けるおそれのある者で、その必要のある者を一時的に収容し保護するための施設として開設する。町本部は、必要と判断するときには、直ちに避難所を開設するものとし、開設した避難所の名称、位置等を速やかに被災者に対して周知するとともに、収容すべき者の誘導・保護を行う。
9	・ 自主避難できる施設を地域防災計画に位置づけている。
10	・ 自主避難所の設置は指導しているところであり、各自治会では、数ヶ所指定している。
11	・ 過去において、避難情報を発令する様な大規模災害が発生していないが、台風や大雨等により「警報」が発令される場合、市民の安全を考え、いつでも自主避難者を受入れられるよう市内の各公民館等を開放し、自主避難者に備える体制となっている。また、講演会や広報、

	インターネットなどを通じ市民に対して避難準備情報・勧告・指示の発令基準、発令後にとるべき行動及び伝達方法などを周知している。
12	・ 地域ごとに異なる災害状況は、地域の住民の方が、より早く正確に危険を察知することが可能であることから、住民が自らの経験等から決める避難の目安を「避難開始の基準」として、住民自らの判断で避難を行う取り組みを進めようとするものである。
13	・ 「自主避難」の呼びかけの基準等はないが、市民が「自主避難」した場合の対策（避難所の開設、市民への周知）を定めている。
14	・ ○○町地域防災計画。第○章災害応急対策計画。第○節避難。4. 避難方法（1）原則的な避難形態。イ. 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。
15	・ 自主避難所については、本市の地域防災計画に「避難勧告等の発令までには至らないが、市民の不安を解消するため、市が事前に公民館や小学校体育館に開設する避難所」と位置づけている。また、マニュアル等にはまとめていないが、台風18号時には、○○市ホームページ、各地区の連合会長や防犯隊隊長、副隊長への電話連絡、及び、防災同報無線等により、自主避難所開設を市民に周知した。
16	・ 基準はないが、状況（予報等）によって、自主避難を呼びかけている。
17	・ 特に明文化したものはないが、防災計画の中で自主避難と読み取れる記述になっている。この点については今後、明文化するか検討する必要があると考える。また、明文化しないまでも、現状においても住民には自主避難の必要性については啓発を行っているので、引き続き行っていきたい。
18	・ マニュアルは特に無いが、台風等により大雨が予想される場合、夜間の避難は危険であるため、明るい間に、「大雨が予想されるため、自主避難を希望される方は役場まで連絡をして下さい。」という様な、呼びかけを、防災行政無線を通じて行なっている。
19	・ 台風の接近が予想される場合は、開設する避難所を決め、早めの避難を呼びかけている。
20	・ 「自主避難」の「呼びかけ」について位置づけはないが、マニュアルにおいて、避難所における自主避難者の把握や対応をとることを定めている。
21	・ 地域防災計画では、台風等が接近し注意報等が発令された場合であって、特に必要があると認められる場合は、自主避難所（5箇所）を開設することとしている。自主避難については、過去の災害実績や台風の進路予想、雨量予測等を踏まえたうえで、早めに避難できるよう避難所を開設し、避難を呼びかけている。
22	・ 河川の危険水位、今後の降雨予測などをもとに担当課が現地で状況を確認して判断する。○○市では避難の必要な地域が限定されており、市民への呼びかけは、市・消防・警察の広報車で実施できる。
23	・ ○○町災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」で、住民からの要請があった場合の特例措置として、総合保健福祉センターの開放を定めている。平成22年○月修正の、地域防災計画では、予め、自主避難が予想される台風等においては、一時的な避難施設の開放を位置づけている。但し、避難施設を開放している旨の情報を提供するが、自主避難を呼びかけるものではない。
24	・ 気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要がある場合に、当該地域の住民に対し、避難の準備を周知する。
25	・ 避難には早目の行動が必要。自主避難される場合は前もって市へ連絡するように呼びかけている
26	・ 災害時、被害の程度によらず、自主避難を希望する市民があれば、いつでも避難所を開けれ

	る体制を取っている。
27	・ 土砂災害警戒情報発表時に市内の公民館を避難所として開設し、自主避難者を受け入れることとしている。ただし、自主避難そのものの呼びかけ基準は設けていない。
28	・ ○○市地域防災計画風水害等対策編の避難計画において、自主避難が位置付けられている。(但し、行政からの呼びかけはない)
29	・ 土砂災害警戒情報発表時において、自主避難を受け入れる事が出来る様、指定避難所である小中学校を避難所として開設することとしている。
30	・ 自主避難、住民等は避難勧告・指示等がなくとも災害が拡大し危険が予想される時は出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合直ちにその旨町に通報する。
31	・ 自主避難への対応。気象予警報等により気象の悪化が予想され、住民自らが自宅等では危険あるいは不安を感じて避難しようとする場合の避難先については、原則として各自あるいは自主防災組織等地域において知人宅や集会所等あらかじめ決めておくものとする。自主避難をする場所が確保できない者について、本市に連絡があった場合には避難可能な最小限の施設を提供する。ただし、今後は自主防災組織等の結成及び地域独自の避難計画策定を促進し、市民と行政、さらに地域企業の協働による自主避難体制及び避難所運営に向けて努力する。
32	・ 自主避難はあくまで個人の判断によるものであり、行政が、呼びかけを計画マニュアルに定めたり、実施基準を定めるといふ、1、2、3の選択肢は疑問がある。本市では、出前講座等地域へ出向き自主避難について説明したり、自主避難者があれば、その都度避難所を開設している。
33	・ 台風の接近が深夜から明け方になる場合など、夜間の避難は危険を伴うため、山際の自治会へ台風の接近を周知し、自主避難する場合は、避難所を開設する旨、連絡するなど、自主避難を促すことがある。自主避難は、住民が自主的に判断して避難するもので、計画やマニュアルなどで定めていない。
34	・ 土砂災害(崖崩れ、土石流、地すべり)の前兆現象と自主避難の重要性を広報、周知することについて、地域防災計画に位置づけている。
35	・ ○○町と○○町2町が合併して、○○町となりましたが、○○町としての地域防災計画は、現在作成中である。旧町時代に作成している、地域防災計画には、両町とも位置づけていません。内容については、町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

II. 今回の経験や過去の経験を踏まえた自主避難の方針について

1. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりだ」と考えるようになった経緯・理由について（複数回答）



No	記述内容
1	・ 安全・安心に関する地域活動は、住民主導により取り組まれるべきであるが、防災における自助・共助による地域力が求められているにも関わらず、住民の意識には地域によって温度差があり、行政の呼びかけが必要である。
2	・ 今回の様な局地的・集中的な豪雨災害の場合、避難勧告を発令するタイミングが難しく、勧告が仇になることもある。早め早めの「自主避難」を働きかける。
3	・ 周辺町との合併で、市のエリアが拡大したことにより、災害が発生するおそれのある地域の把握が、大変困難な状況にあり、また、近年頻発する局地的集中豪雨のような、突発的な異常気象の場合には、市からの避難情報が間に合わない場合が想定される。こうした状況の中、事前に各種ハザードマップ等を作成し、住民に地域の危険箇所などの情報を積極的に提供し、把握してもらったうえで、早めの避難を心掛けていただけるよう、「自主避難」等の広報を、早い段階で行っていく考えである。
4	・ 広い市域の中で、避難勧告等を濫発しても混乱が生じ、実効性がないことから、対象をしばり発令したいと考えています。現状では対象をしばる際の情報が不足しており、避難勧告等を出しあぐねていることも多い。日頃から住民への防災意識を啓発し、身の回りの危険に対する感度を高めてもらい早期避難が行われるよう働きかけていきたい。
5	・ 災害の様態は地域毎、局所的に様々であるため、自らが災害情報を収集して危険性を判断して

	避難することと併せて行政が一定の基準に基づき勧告等の発令をすることが相互に必要と考える。
6	・ これまで、当町では、避難が必要なほどの災害が発生したことがなかった。今回の経験を活かし、臨機応変に自主避難の呼びかけを行うなど、住民の安全を守っていききたい。
7	・ 避難に対する意識を高める必要がある。行政が避難勧告を行ったから避難する、行っていないから避難するでは、自分自身の生命を守ることはできない。急な災害では他人に避難の意思決定を任せるのではなく個々の判断も併せて行うことが必要である。
8	・ 従前より、働きかけを行っている。
9	・ 住民に対しては、防災メールやケーブルテレビなど各種広報媒体を通じて気象情報を提供しているが、避難に対する住民の意識は薄いと感じている。避難準備情報や勧告に至る前に、住民それぞれが判断し、早め早めの避難をしてもらうよう、防災講習や広報媒体を通じて呼びかけていきたい(住民の防災意識の向上)。
10	・ 地域の実情は、地域の人が一番、理解しておられるので前兆現象等あれば、早めの自主避難をしてもらいたい
11	・ 市が、絶えず市全域の状況を把握することは困難であり、自分の住む地域で、土砂災害等の危険・前ぶれが感じられたら、個人や地域の判断で避難を開始することが、被害を最小限に抑える第一歩だと考えます。
12	・ 自治体も混乱している中、避難に関する情報の発令が遅れるおそれがある。住民も自ら判断することにより、生命や身体を守ることができると思う。
13	・ 過去の風水害警戒時において、避難勧告や避難指示の発令以前に自主的に避難したいという住民ニーズがあったことから、災害警戒時(特に台風接近時)において早い段階で自主避難所を開設し、受け入れるようになった。自主避難はあくまで住民の判断で避難するものであるため、避難が必要な場合は速やかに避難するよう呼びかけていく。
14	・ 市の避難指示や避難勧告が発令される前でも、危険であれば、被害を無くすという意味で「自主避難」をしてもらいたいので。
15	・ 今回、災害があった箇所は市が想定していなかったものが多くあった。市からの避難勧告等を待たずに住民が自主的に危険を察知して早期避難をすることが、人的被害の軽減につながると考えるため。
16	・ ○○市は、過去に度々水害を受けてきました。平成○年○月○日と平成○年○月○日の二度の水害は、都市型水害としての大きな課題を残しました。本市では、自主防災組織づくりを支援していくとともに、自主防災リーダー研修会や地域での出前講座などを通じて、避難時の心得や、自主避難を含めた避難行動の支援に努めている。特に水害時の避難については、昨年○月の○○町の水害や過去の水害でも、避難途中で犠牲者が出ていることを踏まえて、住民に対しては、歩いて避難できる水深や、浸水時の避難の方法や危険性について知ってもらうよう努めている。 ・ また、避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、自宅や隣接建物の2階等に避難する方が安全な場合があることも広く知ってもらうこととしている。
17	・ 今回は、さいわい、ケガ人等は出なかったが住民の安全のため、危険と感じられる場合には、積極的に行っていききたい。
18	・ 平成21年7月中国・九州北部豪雨により、災害が発生したことを受け、いち早く自主避難をすることにより被害をくい止めることができる。
19	・ 本市は市域が広く、その多くは中山間地域である。また、防災行政無線が整備できていないこともあり、危険を感じた時、市民の自主的な判断による避難がとても重要である。
20	・ 市町村合併により市域が山間部から海岸部まで広範囲になったため、全域の状況を細かいとこ

	ろまで行政が把握することは困難であるため住民自らが災害の危険性を感じたときには安全な場所に自主的に避難することが必要であるため。
2 1	・ 災害が発生した時は、防災、行政機関だけでは十分な対応ができない場合がある。地域住民が一致協力し素早い取り組みを行う「共助」は減災に有効。このため自主避難も含め、自主防災組織の設置を推進していく。
2 2	・ 本市において、今回被災した地域は、土砂災害警戒区域の指定を受けている地域やそうでない地域もあり改めて、災害の発生する地域を特定することが難しいことが確認された。こうした状況をふまえ、災害の発生するおそれがある場合や危険を感じる場合には、まず自主避難をするよう住民に理解してもらうことが重要であること、又、雨量等の情報についても敏感であるように周知していきたい。
2 3	・ 市町村合併により市の面積が広範囲になったうえ、近年、局地的な集中豪雨が多発しており、いっどこで発生するのか予測が不能である。平成〇年〇月には〇〇町で発生した土砂災害で〇名の方が亡くなった。このような災害が発生してからは、一段と早めの避難を行うよう働きかけている。
2 4	・ 今後、作成配布予定の「避難マニュアル」には、行政から避難勧告等を発令する前に、自主防災組織や町内会などの自己判断で自主避難することも選択肢の1つとして掲載する予定である。自助、共助、公助の「自助」の一端として、公に頼りすぎず自分の身を守る意識の啓発も必要と考えている。
2 5	・ 気象等の急激な変化で予測が難しい中、命を守るためには、早めの避難が最も重要であると考ええる。
2 6	・ 行政が地域住民全員に対し、適切に避難を呼びかけるというのは、限界がある。住民一人一人が自分たちの命は自分たちで守るといった意識が必要であることから、「自主避難」を働きかけるつもりである。
2 7	・ 今回の集中豪雨は夜間に発生したため、災害対策にあたる職員の参集体制を十分に確保することが困難であり、住民自身の自助により災害発生を予期し、自主的に避難行動を起こしてもらうことが重要と判断するため。
2 8	・ 大雨、洪水、台風などの場合には、市内全域の各地区で同時多発的に災害の危険にさらされることが想定される。そうした場合、現在では一斉同時に、かつ、確実に避難の呼びかけを行うことは困難であり、情報伝達の確実性にも疑問が残る。そういったことから、住民や地域の防災に対する危機意識を高め、避難の判断となる情報の提供及び早期の自主避難を働きかけていきたい。
2 9	・ 早期の自主避難が安全で人命を守るために、一番効果的と考えているため。
3 0	・ 生活者が最も危険について身近に感じられると考えます。
3 1	・ これまでも出前講座や防災訓練等で自主避難を啓発してきているため、今後も引き続き啓発していきたい。
3 2	・ 平成〇年〇月豪雨災害を踏まえて、ハザードマップの作成・全戸配布を行ってきました。さらに市からの情報配信の充実のため、防災行政無線に加えて、防災ラジオの導入、防災メール一斉配信システムの導入を行ってきました。 ・ 平成〇年局地豪雨災害では、情報配信の充実により、市内の状況を随時配信することができたが、避難勧告発令前の自主避難においては、瞬時の判断に課題が残る災害となりました。これらを踏まえて、“避難勧告等の判断・伝達マニュアル”を早期に作成し、市民へ周知し、より防災対策の強化を進めていきたい。
3 3	・ 市の面積が広く、広範なため全域の状況を把握するには限界があり時間を要する。今回の雨は市の北部で短時間に多量降っており、本庁がある南部では状況がつかめていなかった。市の対

	<p>応には限界があるため、自主防災会等の判断が必要である。</p>
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災・減災の基本認識として市民一人ひとりが行動するよう、防災講習・防災訓練等のあらゆる機会を捉えて、市民に防災意識、防災知識の普及啓発を図っている。 ・ 本市においては、南海地震発生時の津波被害対策が最大の課題である。市民一人ひとりの自主的かつすみやかな最寄り高所への避難が大原則であり、平常時の避難訓練の基本方針としている。 ・ 近年の大雨は、市内不特定地区だけに短時間に集中豪雨となって襲う傾向にあり(いわゆるゲリラ豪雨)、市災対本部の災害対応特に避難勧告等に間に合わないといった事態が常態化している。
35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報の発令に至るまでに時間がかかった場合、自主避難が被害を軽減する有効な手段だと考えるから。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害を想定する場合、想定範囲があまりにも広域かつ多数になるため具体的に地域を指定することは難しい。地域住民の方が、地域の中での危険力所や、安全力所をより細かく把握しており、避難途中での事故などを考慮すると住民主体の避難計画の方がより現実的である。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な状況になってからの避難勧告では、安全に避難できないため。
38	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に、自治体の避難情報発令の遅れが災害発生拡大に拍車をかけているとの報道がされている。自治体の避難情報だけが住民の避難する手段だとは考えていないが、一つの基準となることは事実である。自治体としては、“からぶり”をおそれることなく避難情報を発令できる体制づくりと、住民が避難しやすいような環境づくりと、避難しなければならないという意識づくりを啓発する必要があると考えている。
39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険性の高い対象地域が絞りきれないので、自主避難してもらえよう働きかけが重要である。
40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量等は市内においても地域ごとに相当差異があるため、統一的な対応ができない。各地区または個人の判断に頼らざるを得ないと感じる。
41	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の高齢化に伴い、避難行動に時間がかかる。行政にも限界がある中で、最善の方法は、「早めの対応、早めの避難」である。
42	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政による避難勧告等の発令前でも、現地にいる住民が、自ら状況を判断し、早期に避難することで、被害が軽減されると考えるため。
43	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時に行政が対応できる部分は限られるので、自助、共助の考え方から、自分の安全確保は自ら判断するべきと考える。
44	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心に関する地域活動は住民主導により取り組まれるべきであるが防災における自助・共助による地域力が求められているにもかかわらず、住民の意識レベルは低くまだまだ行政が活発に取り組む必要がある。
45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が自ら状況判断をして自主避難をすることは重要であるため、啓発を通して働きかけていく。
46	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲリラ豪雨など最近の風水害においては、想定以上の事態が発生することが多いため、過去の災害で被害のある所は特に事前に避難しておくことで、人的被害を防ぐことができると考えるため。
47	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に災害を受けているため。
48	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年ゲリラ的豪雨が頻発しており、本市のような広範な市では、地域により雨量がかなり異なっている。(台風9号の検証から)状況に応じた自主防災会や個人の対応能力の確立が重要と思うところであり、早い段階からの自主避難が重要と考える。
49	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が居住している土地条件は様々であり、それらに完璧に対応して市から避難情報を出すことは不可能であり、市が情報を出した時にはすでに浸水している地区もある可能性がある。この

	<p>ため、市からの事前の情報や、テレビ等の情報を基に、住民自らが判断し、適切な避難行動をとることが重要であると考えから。</p>
50	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の発令に到るまでに時間がかかった場合、自主避難が被害を軽減する有効な手段だと考えるから。
51	<ul style="list-style-type: none"> 危険な状況になってからの避難勧告による避難では、安全に避難できないため。
52	<ul style="list-style-type: none"> 過去に本市においても人的被害が発生しており、自主避難の働きをするつもりである。
53	<ul style="list-style-type: none"> 平成〇年の大震災を教訓に、平成〇年から小学校区を単位とした自主防災組織づくりを支援している。その中で、自主防災組織リーダー研修会や地域での出前講座などを通じて、避難時の心得や、自主避難を含めた避難行動の支援に努めている。台風接近時には、避難所の開設情報を広報し、市民が危機回避を行う時間帯も考慮して、自主避難者の受け入れを行っている。
54	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併により市の面積が広範囲になったうえ、近年、局地的な集中豪雨が多発しており、いどこで発生するのか予測が不能である。平成〇年〇月には、〇〇町で発生した土砂災害で〇名の方が亡くなった。このような災害が発生してからは、一段と早めの避難を行うよう働きかけている。
55	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な事例として、自治体の避難情報発令の遅れが災害の拡大に拍車をかけているとの報道がされている。自治体の避難情報だけが住民の避難する手段だとは考えていないが、一つの基準となることは事実である。自治体としては、“からぶり”をおそれることなく避難情報を発令できる体制づくりと住民が避難しやすいような環境の整備、そして避難しなければならないという意識の啓発をする必要があると考えている。
56	<ul style="list-style-type: none"> 人命を第一に考えなくてはならないのは当然のことであり、そのためには自主避難は大事な一つであると考え。このように考えるきっかけとなったのは、昨年〇月に発生した暴風雪による被害であり、近年まれに見る大きい被害となった。中でも市内半分以上の世帯で長時間停電となり、暖もとれないような世帯もかなり出た。この経験が自主避難の重要性を再認識することにつながったと言える。災害による被害は我々の予想を越える場合も多く、例えば土砂災害の危険箇所等以外の全く予想していなかった箇所でも被害が発生する可能性だってある。このような場合にあっては、市側として勧告・指示を出さないようなこともあると考えられ、そうなるとうやほり自主避難が重要となってくる。これらのことから、平常時から住民に対し自主避難について啓発し、働きかけていき、安全で住み良いまちづくりに努めたいと考える。
57	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は文字どおり住民が自ら判断して避難行動を取ることだと思うが、住民の自主避難行動に結びつく情報の提供に努める。 被害の軽減はもちろんのこと、住民の不安を解消するためには必要だと思う。(今回のケース)
58	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難も有効な避難の手段の一つと考える。平常時から広報紙等を通じて自主避難等を含めた避難誘導等について周知していきたい。
59	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風18号の災害は、短時間に多量の降雨により、床下浸水による避難となり、特に、住宅が回りより低地に建てられた住民より自主避難による、地区公民館の開放要請より始まっております。当日は、夜明前からの降雨により災害箇所が増加し、町職員、町消防団に災害対応をしてもらっていましたが、町内の細部までの監視は、出来ない状態であった。 今までは、行政が避難勧告、指示をしなければ避難が出来ない様な風潮であったが、「自分の命は、自分で守る」の自助の一環として、住民の災害対応を希望する。また、行政においても、各災害の対応方法を再考したいと思います。
60	<ul style="list-style-type: none"> 本市は広域であり、がけの数も多いことから、消防等の巡回だけで、前兆現象をすべて把握し、早期に避難することは不可能である。また、大雨警報や土砂災害警戒情報の発表をもって、一律に避難勧告等を発令するのも非現実的である。本市としては、できる限り早期に避難勧告等を実施していくため、住民の方々に、前兆現象などを事前に普及するほか、大雨の際に適時適

	切な情報提供をすることで、被害軽減を図ることとしている。
6 1	・ 近年、局地的な集中豪雨が発生しているため、雨量・警戒情報の収集、前兆現象の把握、避難のタイミングや避難方法、避難が困難な場合の防御対策、日頃からの備え、過去の災害や避難の事例等について事前周知し、住民が自主的に避難行動に移れるよう意識付けを行う。
6 2	・ 市民に安全に避難してもらうため。
6 3	・ 局地的な降雨等の場合、住民に対する行政の避難に関する情報が、後手になる可能性がある。〇〇町の豪雨災害の教訓からも、地域の地形等も考慮して早めの避難が必要と思われる。
6 4	・ 早目に避難してもらい被害を最小限にするため。
6 5	・ 「自主避難」という考え方がまだ一部の人にしか浸透していないため。
6 6	・ 山間地域であり、面積も広い。市の山間部と平地、北部と南部、河川により気象条件が異なる場合があり、また高齢者世帯など災害時要援護者も多いため、地域の状況に応じて住民等自ら、判断することも必要と考える。
6 7	・ 災害が起きた場合、注意喚起及び、避難勧告・指示は行っていくが、すべての住民が防災無線などを聞き迅速に行動するのは難しいと考えられる。住民一人一人が災害に直面した場合、迅速に行動できるよう、危機管理意識を持ってもらうことが重要であるため。
6 8	・ 市内全ての地域の状況を把握することは困難であり、今後の状況を全て予測することも、不可能である。市民が身の危険を感じたら、早めの避難が行えるよう、体制を整える必要がある。
6 9	・ 平野部から山間部まで、地形的に多様であるため、天候も同一ではないため。
7 0	・ 被害予想と実際の被害に差があるため、自治体としては被害予想を想定するのが難しく、自治体から、積極的に働きかけるのが難しい。よって、住民たちの意向にまかせるのが現状であります。
7 1	・ 常々、自助を意識して、自分の身を守ってもらうため。
7 2	・ 住民の防災意識が向上するということは、実際の有事の際の自主避難者の増加につながる。引き続き住民の防災意識の向上に努めていく。
7 3	・ 近年の災害を見ると、行政等が情報を出すまで時間を要してしまうので、地域ごとや各個人で危険であると判断すれば避難する意識は必要である。恐らく、どんなに情報伝達網を整備しても、タイムロスはず生じるので、一人ひとりの意識、いわゆる“自助”がないと被害を減らすことは難しいと思う。
7 4	・ 避難勧告等の判断基準が定まっていない。土砂崩れ等の発生の危険性は、地域住民の方が分かっている場合もある。
7 5	・ 警戒区域における変異は地元住民にしかわからない部分があるため、降雨の実状況等をふまえ、自主的な監視を啓発するとともに、自主避難を働きかける必要があるため。
7 6	・ 全国各地で土砂災害等が発生している状況もふまえ、早め早めの対応が必要と、考えられるため。
7 7	・ 台風18号の接近に際して、住民等から多数の自主避難に対する問い合わせがあったものの、ルール作りが遅れているために迅速な対応が出来なかったから。
7 8	・ 被害を最小限にするためには、早期の自主避難が重要となるため。
7 9	・ 平成20年8月末豪雨の反省を教訓にする必要があるため
8 0	・ 近年多発しているゲリラ豪雨では急激に水位が上がって避難が困難な状況になり死亡するような例もあるため、早めの避難が必要であると考えられるため。
8 1	・ 近年の災害状況や他自治体の状態を鑑みて、自己防衛の基本と考えているから。 ・ 平成〇年に被災した豪雨災害を経験した、高齢世代の不安を払拭するため。
8 2	・ 〇〇豪雨における被害地域に対しては、当時十分な避難判断規準がなく、かつ、雨量予測等の精度が十分でなかったため、自主避難に関する情報を伝達する余裕が全くなかったが、現在

	<p>は、指定水防管理団体として、指定河川の水位の動向や、降雨予測の状況により、特に必要と判断される場合には、特に災害時要援護者に対する早目の準備行動を促すため、避難準備情報を伝達することとしている。</p>
83	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から、広報などで危険を感じるような時には早めの自主避難の必要性を周知している。
84	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害の場合、実際の地区の状況を市ですべて把握することは、困難であり、もし、状況を把握できたとしても避難勧告等発令までのタイムラグが生じてしまう。そのため、地区を十分把握している住民の自主避難は被害を少なくするために重要な行動であると思われるため。
85	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害やゲリラ豪雨等の突発的な災害に対しては、自主避難が有効であり、市民の安全のためには可能な対策を行うべきだから。
86	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の台風では、我が市ではたくさんの方の自主避難により被害を最小限に抑制することができた。しかし、自主避難した方の多くは50年前の伊勢湾台風を経験した方が多かった。今後は若い方を中心とした防災意識の啓発のために市民や地域に働きかけるつもりである。
87	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨による避難は、洪水、浸水等の被害が始まってからでは遅いとする。過去の状況などを考慮し、行政も早めの避難に関する広報を心がけているが、「自分で自分を守る」意識を持っていただくためにも、自主避難に関する働きかけは、必要とする。
88	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な被害および災害が発生してしまう前に地元の方で判断してもらい自主避難をしてもらいたい。
89	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の台風18号については、規模の大きさ、進路など本町への接近が予測され、住民より、事前に「避難所」の問い合わせがあり、本町では早めに、災害対策本部を設置し、避難所の開設準備をした。避難所の開設箇所(時間等)については、地元区、自主防災組織等へ報告し、住民からの問い合わせに対応した。今回自主避難した人は、少なかったが、一人暮らし、高齢者など、避難をしたくても、避難所へ行くことに抵抗がある人もいると思うので、地域と協力してスムーズに避難できる体制を整備していく必要がある。(避難所の整備を含め)
90	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自分の身は自分で守る」を原則と考えている。自主防災組織と住民との連携(共助)が確立されつつある。
91	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域は台風常襲地域、豪雨地域であり、近年全国各地でゲリラ豪雨が頻発していることから、いつ災害が起こってもおかしくないと考えなければならない。このような状況の下、市としては住民の安全を確保するという観点から、住民が逃げ遅れなどで災害に巻き込まれることがないように、安全に避難できる早めの「自主避難」を今後も引き続き働きかけていきたい。
92	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地の状況を踏まえて、早めの避難を心がけてほしいため、その際、全ての市指定避難所が開設されるわけではないので、知人や親類の家など、安全な場所を確保してもらうようにも呼びかける必要がある。
93	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難とは、まだ行政から避難に関する情報が出されていない段階に、住民が自ら判断して避難することを言う。そのため、各人により避難を必要とする時機が異なる。しかし、避難場所が開設されていない状態では自主避難を行うことができないため、まずは行政が避難所の準備を行うことが必要である。そして、住民は避難所が開設されたことを確認してから避難を開始することが必要である。そのため、自主避難を行うタイミングについて、地域で行う防災講習において周知をしていきたい。
94	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの住んでいる地域において、行政機関に頼るのでなく、あくまでも住民1人1人で危機意識を持ち、防災対策を行なうことが大切であると市として考えるから。
95	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨や台風の接近などで、身の回りに危険を感じ、個人または家族単位で自主的に避難を行う場合は、それぞれの判断基準に相違があるため、避難する前に、自前に役場担当課へ連絡した上で避難していただけるよう、広報等を行いたい。
96	<ul style="list-style-type: none"> ・ すでに行っていることであり、今後も継続していく。

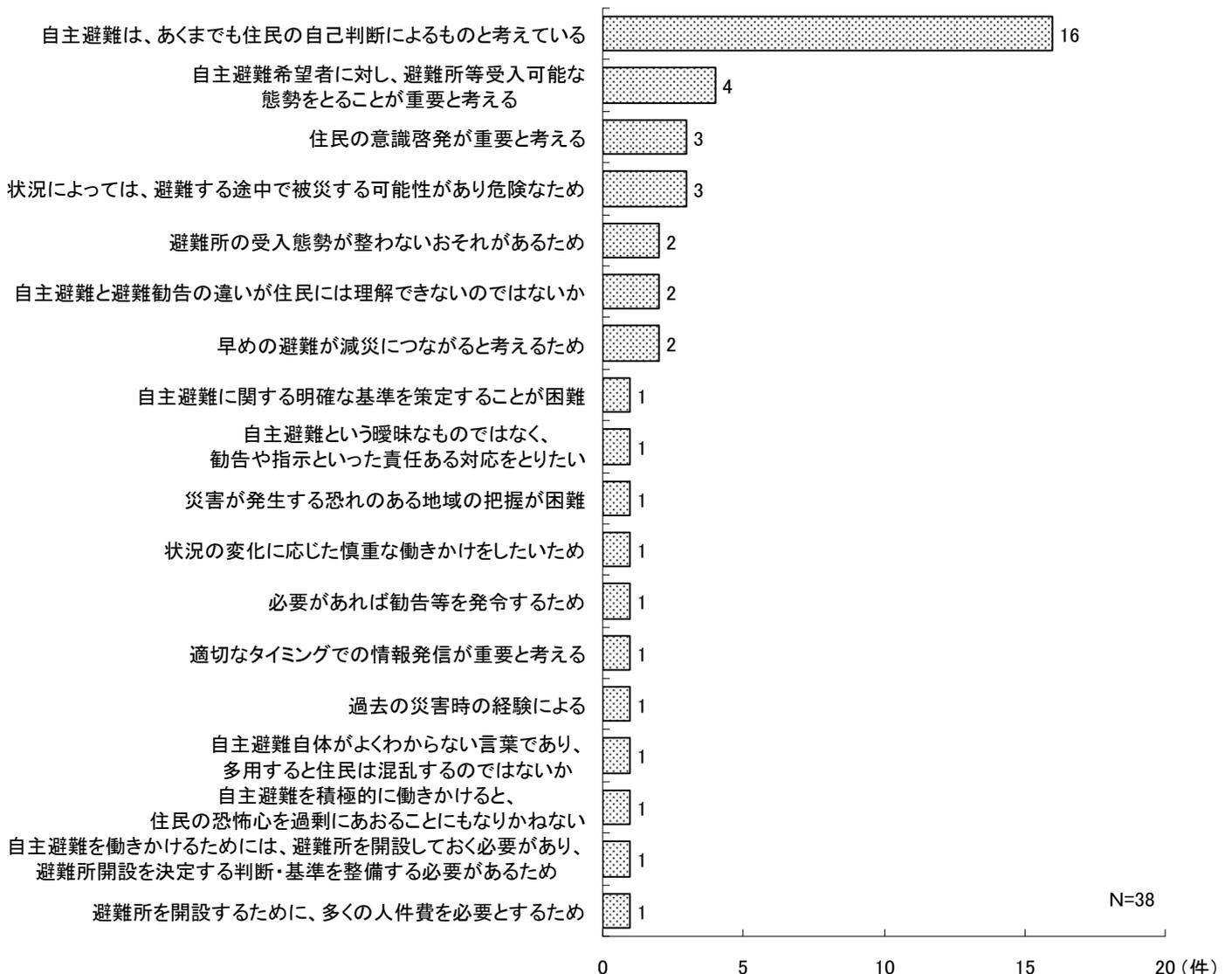
97	<ul style="list-style-type: none"> 開設された避難所9箇所のうち2箇所だけが、自治会によるものであった。他は町職員を配置して、開設したものであった。予想される被害がもっと大きくなる場合、自主避難者の数も増え、災害時要援護者の避難も多くなることが予想される。その場合町での対応だけは困難であるため地域ごとの自主避難体制が大切になると思われる。
98	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の避難情報を適切なタイミングで適当な地域に発令することは、非常に困難である。また、自然災害は必ずしも予想どおりに発生せず、想定を超えたり、想定していない地域で発生することがある。したがって、市民の生命財産を守るためには、具体的な基準をもとに避難情報を発信することも当然ながら、早期の自主避難の重要性について周知することが求められると考える。
99	<ul style="list-style-type: none"> 地域によってそれぞれ特徴が異なり、全地域を把握できない場合があると予想される。当然行政からも情報は発信するが、行政からの指示が無くても危険と感じたら避難することが大切であると思われるから。災害においては、日頃から危機意識を持ってもらうことが重要であり、その意味から、自分たちの地域はどうなれば危険かを日頃から呼びかけ、考えてもらい、自ら判断できる地域力を身につけてもらう啓発も併せて実施する必要があると考えている。
100	<ul style="list-style-type: none"> 一時避難場所として、一時的に自主避難する施設、場所を定めている。 住民自らが状況を判断し、早期避難することこそが、被害防止に繋がるため。
101	<ul style="list-style-type: none"> 急激な状況の変化等によっては、避難情報発出・発令のタイミングが遅れ、かえって二次災害の危険性につながるおそれもあるため、少しでも危険性が予想される状況では、安全な段階での早めの避難(自主避難)が必要と考えるため。
102	<ul style="list-style-type: none"> 最今、土砂災害防止法に基づく区域指定に向けた住民説明会の中で、避難体制の構築が強く求められている。特に市の判断前に地元を知りつくした住民の判断による避難を地域に働きかけたい。
103	<ul style="list-style-type: none"> 近年、予測困難な局地的集中豪雨(ゲリラ豪雨)が多発されるなか、各地域で判断し、避難することも必要である。
104	<ul style="list-style-type: none"> 平成〇年の台風〇号の教訓を生かし、早め早めに避難所を開設することとし、併せて自主避難の呼びかけを行うこととした。
105	<ul style="list-style-type: none"> 今後、手順やマニュアルの整備を進め、自主避難を働きかけたい。自助、共助、公助という言葉があるが、まずは自分の身は自分で守ることが一番大切であり、被害軽減が図れると思われるため。
106	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、土砂災害等の危険箇所全てに職員を派遣することは不可能であり、最新の現場の情報及び地域の特性は、その地域に住む住民が最も良く知っているため。 危険箇所に定められていない区域の中でも危険な箇所は存在し、危険であるか否かを認知するのは、その住民しか居ないため。
107	<ul style="list-style-type: none"> 同報系などの整備による伝達手段の拡充により、災害時に必要な情報を市民に対して発信し、被害を最小限に抑える努力をするため。
108	<ul style="list-style-type: none"> 行政が発信する避難勧告等の情報にのみ避難のタイミングを委ねるのではなく、行政からの情報がない場合であっても、自ら気象情報等の収集に努め、身の危険を感じる時は早めの自主的な避難行動により、命を守っていただきたいと考える。なお、自主避難については日頃の啓発活動の際に周知している。
109	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風18号での避難所開設を期に、各地域住民が、個々の避難場所・経路を認識してもらうきっかけにしたい。
110	<ul style="list-style-type: none"> 市が市域全体の被害状況をすべて把握することは困難である。状況に応じて避難準備情報や避難勧告は発令するが、まず、地域の状況により自主避難をしてもらうことが最善であると考えられる。

111	<ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告」、「避難指示」を発令するまでは、あくまでも個人の判断によって避難してもらわなければならない。
112	<ul style="list-style-type: none"> 近年、局地的集中豪雨のような突発的・局地的な災害が発生しており、市からの避難情報が間に合わない事もあるため、自宅周辺に異常が発生し、災害の危険性がある場合には避難が必要となってくるため。また、深夜の避難等の場合、指定避難所までの避難に危険を伴う事もあるため、場合によっては2階や近隣の高層の建物、あるいは高所への避難もあわせて周知していく。 台風の接近する場合あるいは相当な出水が予測される場合、テレビ等の報道により何らかの影響が出ることが予測されるような時はあらかじめ避難所を開設し、周知することにより自主避難をうながせる。 早期避難を考えるとときには、災害時要援護者について自主避難が必要かと考える。
113	<ul style="list-style-type: none"> 「自分の命は、自分で守る。」という事を基本とし、早めに自分(地域)で避難を行って欲しい。災害の状況は、市内一律でないので、自分(地域)で判断してもらう事が必要と考える。
114	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を呼びかける事によって、危険な状態での避難をさけ、2次被害を未然に防ぐとともに、呼びかけにより、災害に対して、危機意識をもってもらいたいため
115	<ul style="list-style-type: none"> 台風18号では大きな被害はなかったが、〇月〇日のゲリラ豪雨により、避難勧告を発令した。その際には、災害対策本部で避難勧告を発令したが、それ以前に支部で自主避難の呼び掛けを行った。ゲリラ豪雨は、短時間で被災するため、現場(支部)での積極的な判断が必要だと思われる。
116	<ul style="list-style-type: none"> 合併により、市域も広がったことで、情報を把握し、迅速・的確に避難情報を発することは現実的に難しい(特に集中豪雨)。理想は住民が気象情報等を基に、正しく判断し、避難行動をすることと考えるため。
117	<ul style="list-style-type: none"> 他地域での過去の被災状況を見て、早めの避難が必要という認識があるため。
118	<ul style="list-style-type: none"> 早期の避難を呼びかける時、住民にとってより身近な存在であり、又近距離でもある各地区の公民館への自主避難は効果的である。
119	<ul style="list-style-type: none"> 局地的豪雨や集中豪雨にみまわれた場合、町の災害対策本部では予測できない箇所では災害がおこる可能性があることから、住民・地域による自主避難は重要である。
120	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告、指示を出す判断は、雨量・水位・警報等の情報等だけでは、実際に難しく、地元の状況を把握している者でないと、分からない部分も多く、それらを早い段階で検討、早めの避難を促していくのが被害を最小限にする方策と思われる。
121	<ul style="list-style-type: none"> 町内各地域、また各戸の周辺状況が異なるため、行政としては情報を提供し、それにより各人が自主的な判断をすることが大事である。
122	<ul style="list-style-type: none"> 今後、当町周辺において大地震が発生する可能性が高いことや、ここ数年、取り沙汰されている「ゲリラ豪雨」等、当町においても、いつ災害に遭うか分からない現状にある。本年においては隣にある〇〇市において、ゲリラ豪雨により、死者〇名の被害を受けている。また当町には、〇〇川水系が縦横に河川を成形していることから過去に大きな災害が発生している。 更に、現在、災害が発生した際に「自助、共助、公助」の充害ということからも、住民個人、町内会等の自助、共助を強化し、住民に対し、防災意識の向上に努める必要があると考えられる。以上のことから、今後、今以上に住民や地域に対して、「自主避難」を含む防災に対する情報を発信し、働きかけていく必要が認められる。
123	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化が進み又、独居の方が多本町においては、事前に避難していただき、避難所において、安心していただくことが、防災・福祉行政との思いから、自主避難を町民に働きかけをする。
124	<ul style="list-style-type: none"> 市内の自主防災組織率が向上し、住民の防災意識が高まってきたため。
125	<ul style="list-style-type: none"> 住民の危機意識が重要であるから。早めの避難であるため、安全が確保されている状況の確

	率が高いから。
126	・平成16年に大雨による土砂災害によって尊い人命を失った経験から、今後少しでも、1人でも多くの命を守るためにも、「危なくなる前に避難する」「避難所が開設されていなくても、避難できる知り合いの家がある、そのためにも普段から、近所付き合いをうまくしておく」という意識の啓発に努めたいと考えている。
127	・市内には、土砂災害危険箇所が多く、限られた地域で集中的な降雨になった場合には避難情報の発令が即応できないことが考えられるため。
128	・〇年〇月の〇〇町水害後、避難勧告基準を策定し、避難の呼びかけに関する方針が定まったため。
129	・町としても早めに判断して避難情報を出すようにしたいと思うが、今日の地域温暖化等に伴う、今までに経験したことのない様な大雨・集中豪雨などにより、避難情報が遅れることも想定されます。こういった場合に、住民自身が身近な状況に気を配り、何時もと違うなど気になる事があれば、町からの情報を待つのではなく、地域住民とともに自主的に避難してもらいたい。
130	・過去に、風水害により人的被害はなかったが、家屋の被害があり、現在では、砂防も完成しているが、住民には記憶が残っていると思われる。
131	・最近の災害は予測が難しいことから、早めの避難が有効と考えるから。
132	・独居高齢者世帯が多く、風雨が強まってからの避難は、危険を伴うため。
133	・台風の接近等の場合、高齢者のみの世帯から避難場所の電話が入ることがよくあるため。
134	・本市は平成〇年の台風災害で〇名の死者を出すなど甚大な被害を経験した。本年7月の中国・九州北部豪雨、8月の台風第9号に伴う大雨では、避難勧告の在り方が問われた。 ・〇〇市や、〇〇町など災害時に行政が必ずしも的確に避難勧告を周知できるとは限らない。このため、住民は、災害が発生するおそれのある場合など、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく熟知し、落ちついて避難できるよう努めていきたい。
135	・市内全域の危険箇所の状況を把握することは、困難であるため、住民と接する機会に早目の自主避難を呼びかけている。
136	・平成〇年〇月に合併し、〇〇町となって以降、一貫して、同じ考え方。防災・減災を町民と共に推進する、自助、共助、公助に基づく。
137	・地域の実態は地元住民が過去の実態等により行政よりよく知っている。経験に基づき住民自ら早めの判断で自主避難する事で災害を防ぐことが出来る
138	・住民一人一人が、居住する地域の特性を理解し、状況により自主避難の判断が出来るようになることが、被災を免れる最大の方法と思われることから、自主防災組織の育成を始め、住民に対し自主避難の大切さや判断する基準などを知ってもらうことが重要と考える。
139	・田舎であるため、家の裏などが、急傾斜地の地区が多数あります。しかし、補助対象にはならない地区がほとんどで、防災対策はできていない状況です。そのため、長雨、台風、ゲリラ豪雨等があった際は、早めに、自主避難していただくよう、日頃より、住民の方には説明しているため。
140	・従来からの方針
141	・〇〇市は、大部分が脆弱な土壌で占められ、また、台風も頻繁に通ることから、土砂災害のリスクが高い地域である。山地も多く、〇〇箇所もの土砂災害警戒区域が指定されている。 ・一方では、土砂災害警戒情報の発表単位が広域で、早めのタイミングで発表されることから、これを直接避難勧告等の発令基準に位置づけられていない。また、土砂災害警戒区域の中には、ハード対策がなされている区域もあり、未実施区域の中でも崖高が低く、傾斜もなだらかで、人的被害の発生可能性が低い区域も混在している。建物についても、その構造や建築年度、建物階数が異なることから、土砂災害のリスクも当然異なる。

	<ul style="list-style-type: none"> これらの状況を個別に判断し、適切な避難勧告を発令することは困難であることから、市民一人ひとりが災害リスクを把握し、自主的な避難を行ってもらうことが、人的被害の軽減につながるものであると考える。
1 4 2	<ul style="list-style-type: none"> 「〇〇市地域防災計画」に、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するように記載済みであり、自主避難については以前から取り組んでいる。
1 4 3	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が行える支援にも限度を感じている。自主防災組織を育成し、自主防災組織自らが判断し、自主避難が行えるようにすることが、大切であるとする。
1 4 4	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害において、人災はなかったが、人災があってもおかしくない災害が、幾度と発生しているため、自分の命は自分で守ることも考えていただきたいため。(行政からの情報は発信することを前提で)

2. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に積極的に働きかけるつもりはない」と考えるようになった経緯・理由について（複数回答）

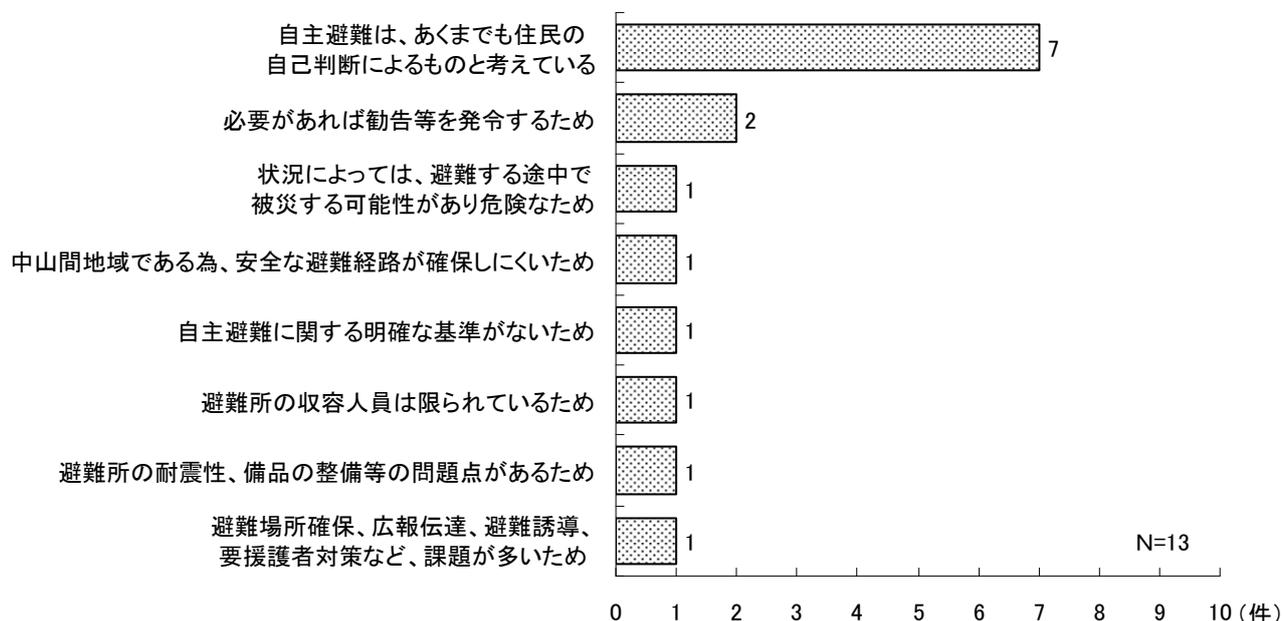


No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断については、大変難しいもので対策本部で考えるより、その対象地域に出向いて判断した方が、より適切に判断できる。しかし、現実には無理であり、自主避難の判断については、個人に委ねることになっていくと考える。しかしながら判断材料の情報については、防災行政無線等で十分行い、自主防災組織の研修育成が重要になってくると思われる。
2	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、「自分の身を守るために、個人の判断で自主的に避難すること」と考えており、基準等も定めていない。しかしながら、災害発生時に住民や地域から連絡があれば、相談に応じ、必要と判断された場合は、自主避難を促すことにしている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 警報等の発表に応じ避難所の開設を行っており、またその旨を広報車等で広報している。避難への準備は整っており、「自主避難」の段階では市民側のそれぞれの状況に応じて判断してもらうべきである。
4	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難に関する明確な基準を策定することが困難だから。
5	<ul style="list-style-type: none"> 早めの避難が最も大切。
6	<ul style="list-style-type: none"> 自らの身を守るため、自宅や自宅周辺の危険箇所について日頃から確認しておくなど、自主的な防災対策を行うよう普及・啓発することが災害の被害を減らすために重要であると考えているため。
7	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、あくまでも住民の自己判断によるものと考えているため。しかし、住民が、災害への備えや防災に関する知識を身につけ、より意識を高められるよう防災学習会等を通じさらに啓発を行いたい。また、台風等で災害発生の危険性がある場合は、迅速かつ的確に情報伝達できるよう努めたい。
8	<ul style="list-style-type: none"> 警報等の発表に応じ避難所の開設を行っており、またその旨を広報車等で広報している。避難への準備は整っており、「自主避難」の段階では市民側のそれぞれの状況に応じて判断してもらうべきである。
9	<ul style="list-style-type: none"> 自らの身を守るため、自宅や自宅周辺の危険箇所について日頃から確認しておくなど、自主的な防災対策を行うよう普及・啓発することが災害の被害を減らすために重要であると考えているため。
10	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風18号の対応に関しては、仮に自主避難をしてくる住民がいた場合に対応できるよう、市内数箇所の避難所を自主避難所として開放し、その旨を防災広報車等を活用して市内全域で広報活動を行うこととした。今後もこのような対応をしていくことになると思われるが、行政側が出す避難勧告等と異なり、自主避難はあくまでも住民の自主的な判断によるものであることから、行政側から積極的に自主避難するよう働きかけることはしないと思う。(自治体としては自主避難をする住民に対する迅速な対応をすることが大切であると思われるため)
11	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難」を積極的に働きかけるのではなく、住民の個別の状況等を住民自らが判断し、避難したいと申し入れがあった場合に、受け入れ可能な態勢をとることとしているため。
12	<ul style="list-style-type: none"> あくまで、自主避難は、自らの判断で避難することと考える。しかし、避難施設の開設を求められた場合は対応していく。
13	<ul style="list-style-type: none"> 今回〇〇市では同報無線により台風の備えを促しましたが、自主避難の呼びかけは行いませんでした。その理由としては、災害に対応できるよう避難勧告等発令する基準があり、それに則り対応していくようになっています。もちろん災害は何が起こるか分からないため、臨機応変に対応していきますが、「自主避難」という曖昧なものではなく、勧告や指示といった責任ある対応をとりたいと考えているからです。ただ、今回のように住民から要望がありましたら自主避難していただけるよう対応はしていく考えです。
14	<ul style="list-style-type: none"> 避難の必要があると判断される場合は、「自主避難」ではなく「避難準備情報、避難勧告、避難指示」という形での住民への呼びかけになる。よって、「自主避難」を呼びかけることは原則として

	ない。
15	<ul style="list-style-type: none"> あくまでも自主的な避難なので、行政から働きかけることはしない予定です。雨量や水位などの情報により災害が発生する危険性が高いと判断した場合は、避難勧告の発令などより強い働きかけを検討しますので、自主避難の働きかけを積極的に行う予定はありません。
16	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難自体がよくわからない言葉であり、多用すると住民は混乱するのではないかと？あくまでも避難勧告、指示が基本であると考え。住民からの要望が早い段階からあれば自主避難ととらえても良いが…。
17	<ul style="list-style-type: none"> あくまでも「自主」であるので、それを積極的に働きかけるのはどうかと思う。 「避難勧告」、「避難指示」を周知して、発令の際に確実に避難してもらえるような働きかけにウエイトを置きたい。しかしながら住民から自主避難の申出があった場合は、避難所開設等、迅速な対応を取りたい。
18	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、従来より、災害時に市が避難勧告を発令していない段階で市民から自主的に避難したい旨の連絡を受けた場合には、市職員を派遣して最寄りの避難所を開設し、自主避難を受け入れております。台風18号来襲の際の自主避難についても、自主避難を希望する旨の連絡を受け、対応したものであります。以上のような経緯から、自主避難をしてもらえるような働きかけとして、自主避難を希望した場合、市はそれに対応できる体制を備えているということを、住民に対しより広く広報するべきであると考えます。
19	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を積極的に働きかけると、住民の恐怖心を過剰にあおることにもなりかねない。また、避難所を開設するために、多くの人件費を必要とするため。
20	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難については、市民の判断によるものだから。
21	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市地域防災計画において、「自主避難」に関して、具体的に定めはなく、台風18号は大型との報道もあり、被災の経験から、住民が自主的に避難する場合を想定し、早期に市内〇カ所の避難所を開設し、対応に当たったものである。 今後も「自主避難」について、積極的な働きかけはせず、事前情報等の把握に努め、避難所開設の必要性を判断し、自主避難者の対応に当るものである。
22	<ul style="list-style-type: none"> 台風の場合には事前に被害等の予測ができるので、早めの避難を呼びかけることにしている。突発的な集中豪雨の場合には、避難する途中で被災する可能性があるため、慎重に行わなければならないと思っています。
23	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所、避難所の収容人数、資機材等をふまえ、基本各家庭の準備をしっかりとってもらうことに力を注ぐ。
24	<ul style="list-style-type: none"> 当市は、ほぼ全域海拔0メートル地帯であり、被害が発生する場所が特定しにくい。避難所の開設情報は、流してゆくが、積極的には働きかけるつもりはない。
25	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難して下さい」という呼びかけと、「避難して下さい」という呼びかけ(避難勧告)の違いが、発災時に住民には理解できないのではないかと？「自主避難」とは呼びかけなくても、住民自身の判断で実施されるものと考え。
26	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風のように、当初の予想よりも、勢力が弱くなる場合もあるので、慎重に判断してから、働きかけたい。〇〇町には大きな河川がないため。
27	<ul style="list-style-type: none"> 今回は夜間であり、足元が暗く、風・雨により、移動が危険なため、積極的に呼びかけを行わなかった。状況に応じて対応を考えたい。
28	<ul style="list-style-type: none"> まず行政として、適切な時期に適切な情報を配信できるよう努力します。 地域の自主防災組織と連携する中で、啓発を今までも実施してきましたが、今後も継続していきます。
29	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、住民自らの考え・判断で行動するもので、市として避難の必要性を判断した時は避難勧告及び避難指示を発令する。

30	<ul style="list-style-type: none"> 平成〇年台風〇号の教訓による。
31	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる地域が絞りきれず、また気象情報等により必要となれば「避難勧告」や「避難指示」を発出することとなるため。
32	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を働きかけるためには、避難所を開設しておく必要があり、避難所開設を決定する判断・基準を整備する必要があるため。
33	<ul style="list-style-type: none"> 今回の「自主避難」については、〇〇町などの災害が発生した後で、住民の不安が強く、また、台風の最接近が夜中であることを加味し、希望者は、小・中学校へ避難していただくようお願いしました。 今回の「自主避難」は、危険を予知でき、その判断で避難するというより、高齢者のみの世帯、介護が必要とする方などの漠然とした不安によることのほうが多いのではないかと見受けられました。小・中学校などの設備では、そのような方に十分に対応できるとは言い難く、職員の増員も必要になってきます。そういうことから、「自主避難」は必要ではあるが、同時に避難勧告等の判断マニュアルの整備、有効な活用が必要であると考えます。
34	<ul style="list-style-type: none"> 避難希望者は受け入れるが、あくまでも自主避難であるため、積極的に働きかけるつもりはない。市としては予め定めた基準に基づき、避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示を行う
35	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災やその他の自然災害を経験し、非常時においては「自助」もしくは「公助」に基づく早めの避難行動が減災につながると考えているため。
36	<ul style="list-style-type: none"> 住民側の自主避難の判断基準が非常に曖昧で、対応が取りにくい。 夜間などについては、住民が自主避難の判断をしても、避難所を開設する体制(十分な人員の確保等)が確立できていない。 避難中に被災する(特に夜間は危険性が大きい)危険性があるため積極的な働きかけに抵抗がある。
37	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップやパンフレットで啓発はしているが判断は住民に委ねている。
38	<ul style="list-style-type: none"> あくまで、自主避難であるため。危険であると判断した場合は、避難勧告を出す。

3. 「今後、『自主避難』してもらえるように住民や地域に働きかけるつもりはない」と考えるようになった経緯・理由について（複数回答）

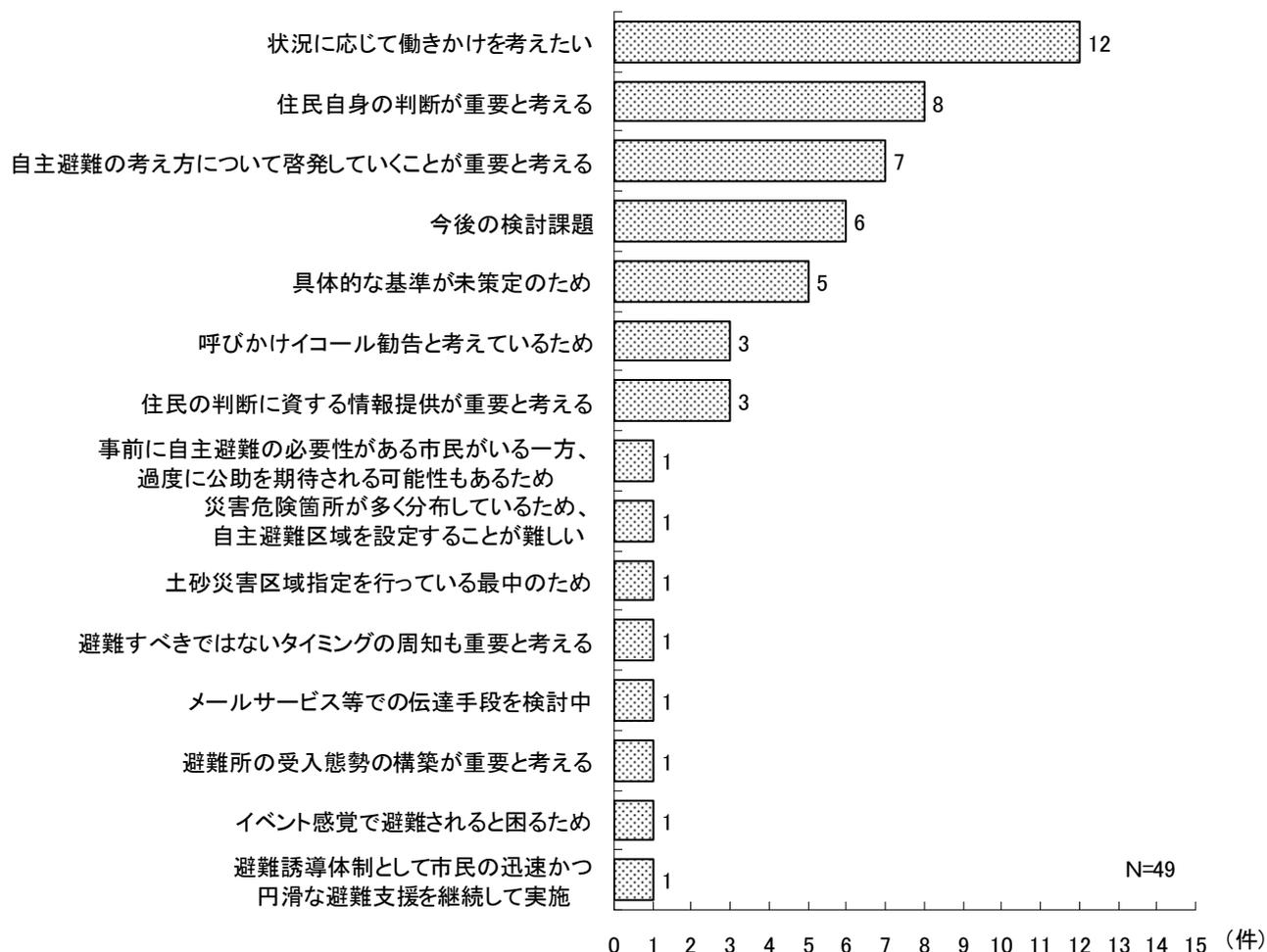


No	記述内容
1	・ 市では「避難準備情報」・「避難勧告」・「避難指示」という形で市民の皆様には避難を働きかけている。災害が発生する可能性がある場合には、「自主避難」を働きかけるよりもまず上記のような行動をおこす。「自主避難」はあくまで住民の判断での避難と考えている。
2	・ 自主避難の捉え方は、「住民の判断で避難」することであり、自主避難のための避難所開設というのは、希望する住民への行政サービスの一つであると考えられる。よって行政が行政の判断で、住民に対し、自主避難を呼びかけるのではなく、避難が必要と判断されるときは、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発表、発令するものとする。
3	・ 「自主避難」については、各地区の自主防災会が主体となり、呼び掛け等を行っていくべきであると考えられるから。（仮に働きかけるのであれば、各自主防災会に対して行い、自主防災会を中心に地区の公民館等を開放し、自主避難に対応するようにしていくべきであると考えられる。）
4	・ 避難所の収容人員は限られており、避難勧告等を行った時に避難者が収容できなくなるおそれがあるため。
5	・ 自主避難は、あくまで自主的な避難であるので呼びかけは行わない。ただし、台風のように経路と大きさから、多数の自主避難者が予想される場合には、避難所に担当職員を派遣して受け入れの準備をします。台風18号の際にも、夕方の時点で、小中学校と主要な避難所に職員を派遣し、受け入れ準備を行った。
6	・ 本市は、地理的条件から、平坦な土地が大半であるため、土砂災害危険区域が少なく、浸水もゆるやかにおこる可能性が高い。家屋が大丈夫であれば、避難する時間帯や、身体の状態によって、大雨の中危険をおかして、学校等に避難するより、自宅や、となり近所の2Fに避難する方が安全ということもある。必ずしも「自主避難」が最良の選択ではないため。
7	・ 危険がある場所は、日頃から連絡しており、自主避難する市民を事前に把握しているため。
8	・ 自主避難はあくまでも住民の方々が入手された気象情報や防災情報などをもとに住民の方々が自身が判断して行動されるものであるため、本市としては必要な防災情報等の提供などは随時

	<p>行いますが、自主避難の働きかけについては特に考えておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の台風第18号の場合も自主避難された方々は高齢者であり、テレビ等の台風情報などを参考とされたうえで自主避難されている模様です。このため災害が予想される場合などは、情報媒体を通じて早期に台風の進路予測などの気象情報や災害情報等を提供することが有効であると考えられます。また、河川による外水はん濫の場合については、河川管理者からの水位情報や降雨状況および浸水想定などをもとに避難対象範囲に対して一定のタイミングで避難情報を発表することになりますが、台風の接近が予想される場合については雨、風、洪水などの複合災害となり、またそれらの影響が広範囲に及ぶことから自主避難も含めた避難情報の発表については、そのタイミングや内容について国や府県レベルなどでの整理を行い、各自治体も含めた中で、大きな違いが生じないように、一定の共通認識や基準などを整理する必要があると考えます。
9	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の発令がない段階での、自主避難については、住民の自主的な判断によるものです。特に本市の場合、市域が市街化された平坦地で、河川の浸水想定区域がその6～7割に及んでおり、避難情報発令時の避難場所確保、広報伝達、避難誘導、さらには要援護者対策など、課題が多い。
10	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難については、住民や地域が自主的に判断して安全な避難場所等へ避難して頂くことから行政からの働きかけは行なわない。ただし、自主避難する場所が確保できない場合は、住民、地域の依頼により、市として必要最小限の施設を住民、地域に提供する。
11	<ul style="list-style-type: none"> 本町は総面積の90%以上を山林が占め、高野山を中心に大小あわせて〇の地区が山あいの狭小な平地に点在している典型的な中山間地域であるため、安全な避難経路が確保しづらい。又、避難所にも「耐震化されていない」「十分な備品が無い」等問題点もあるため
12	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報については、各災害に対し基準を設けており、働きかけを行う予定であるが、台風の接近などに際し、行政機関等が避難勧告・指示をしていない段階における自主避難については、個人の判断によるものとしているため、積極的に働きかける予定はない。
13	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難」の発表の具体的な基準がないため、現時点では、困難。 具体的な基準を作成後、働きかけるか否かを検討。

4. 「どちらでもない」

と考えるようになった経緯・理由について（複数回答）



No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、自主避難については、地域防災計画に位置付けておらず、その具体的な内容(避難先の選定・避難の方法・避難の時期)について明確ではありません。そのため、具体的な内容を示さない段階で、住民や地域に働きかけることは、いたずらに混乱を招く可能性が高いと考えます。とはいえ、自主避難を否定するものではなく、仮に避難場所への自主避難を住民が希望する場合には、避難場所開設の検討など柔軟に対応していきます。そのため、自主避難の方針については、現在においては「どちらでもない」とします。
2	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難の呼びかけは行っておりません。呼びかけイコール勧告と考えています。
3	<ul style="list-style-type: none"> 当市域は狭く、平地で河川もなく他市に比べ災害が少ない地域である。内水による浸水被害はあるが、家屋が流される事は無く、大雨であっても滞溜することなく短時間で雨水が引いてしまう状況。浸水時期に避難する事はかえって危険である。浸水地域の状況によって自主避難等の働きかけを考えたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> 今後の検討課題とする。
5	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を呼びかけるためには、避難路、避難所の安全性の確保が不可欠で、当市において

	<p>は現在、土砂災害区域指定を行っている最中であり万全とは言えない。そのため、住民判断のみにより避難を行うことは最善策とはいえず、自主避難を働きかけづらい。しかしながら、その土地独特の災害を自己判断により察知し避難することは重要とも考える。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を行うには、自らが災害に関する情報を取得し、自らが住まう環境を考慮して本人が判断をする必要がある。災害に関する知識を普及し、情報を伝達する(様々なツールで)努力を市としては勧めて、その中で自主避難の考え方を伝えていくべきと考えます。
7	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、早めに行ってほしいが、イベント感覚で避難される方には対応が困る。
8	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市は、平地に乏しく斜面地に住宅が立ち並び大雨や台風による被害を受けやすい地域環境であり、又、〇年〇月には甚大な被害をもたらした水害を経験した。これらの被災経験から地域住民に早めの避難を推奨するとともに自助・共助による避難体制の必要性について、普及啓発を図っている。
9	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇市は平地が少なく、急傾斜地や地すべり危険箇所、土石流危険箇所等の災害危険箇所が多く分布しているため、自主避難区域を設定することが難しい。このため、大雨警報発表中、さらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、土砂災害警戒情報が発表された場合、防災行政無線を利用し、市民に対して注意を呼びかける。
10	<ul style="list-style-type: none"> 市として、間にある自主避難の方針を決めていないため。
11	<ul style="list-style-type: none"> 住民自身が付近の状況を確認して自主避難をすべきかどうかを考えてもらいたい。
12	<ul style="list-style-type: none"> 過去において、避難情報を発令する様な大規模災害が発生していないが、市民の安全を考え状況に応じて、いつでも自主避難者を受入れられるよう市内の各公民館等を開放し、自主避難に備える体制となっているが、自主避難によって二次的被害にあう場合もあることから、災害の状況を踏まえて対応する必要があるため判断が難しいと考える。
13	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難」の呼びかけは、そもそも避難勧告等に属する行ためとして認識している。しかしながら、全ての事態について行政側が感知出来るとは限らないので、地域住民に対して平時から自主的な判断、行動もあり得ることを啓蒙する必要がある。
14	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる人(災害時要援護者)など、事前に自主避難の必要性がある市民がいる一方、過度に公助を期待される可能性もあるため現段階では方針を検討中である
15	<ul style="list-style-type: none"> 現状として、避難勧告基準に到達した場合に発表しているが、実際には避難を必要とする状況ではないため、住民は危機感がほとんどなく、避難する住民も極めて少ない。そこで、災害発生のおそれが高い場合におそれが高い地域に対して勧告を発表できないか、また、被災回避行動について、どう住民に周知していくかについて、現在検討しているところである。
16	<ul style="list-style-type: none"> 今回、各地域において、住民自らの判断による自主避難が行われたことから、引き続き、地域住民主体の自主避難の体制づくりを進めていきたい。
17	<ul style="list-style-type: none"> 住民自身が付近の状況を確認して自主避難をすべきかどうかを考えてもらいたい。
18	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を行うには、自らが災害に関する情報を取得し、自らが住まう環境を考慮して本人が判断をする必要がある。災害に関する知識を普及し、情報を伝達する(様々なツールで)努力を市としては勧めて、その中で自主避難の考え方を伝えていくべきと考えます。
19	<ul style="list-style-type: none"> 現在、地域防災計画の見直しを検討中であり、自主避難についても、今後検討が必要であると判断するため。
20	<ul style="list-style-type: none"> 台風第18号では避難勧告等は出さなかったが、状況の周知広報、避難所開設準備を行った。広範囲な被害が予想される場合は勧告を出す、そうでない場合は住民が判断し、自主避難してもらうこととなり、判断を適切に行なえるよう、情報提供していくことが重要と考える。避難途中で増水にまきこまれないようにするため、避難してはいけないタイミングの周知も必要と考える。
21	<ul style="list-style-type: none"> 当町は過去にも台風の進路に当ることがあり、住民は災害に備え自家の補強や周辺の片付け

	<p>など、自家にて待機する機会が多く自主避難する住民は少ない。ただし、当町も高齢化が進んでおり、今後自主避難をする住民が増えることも予想されるため、状況を判断し検討をしなければならない。</p>
2 2	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難は、市民自らの判断で行うものであり、市の働きかけによるものではない。そのため、市からの避難の呼びかけがない場合でも、市民自らが危険を感じる際には避難してもらうよう平常から指導している。
2 3	<ul style="list-style-type: none"> 単身の高齢者を中心に自主避難のニーズがあり、今回は特に過去に大きな被害をもたらした台風に類似していることもあってその指向も高かった。そのため予測される人的被害を予防するために、避難判断マニュアルの策定を可能な限り早急に実施し、一定の基準、手順に基づき自主避難の呼びかけはもとより、避難判断の情報を発送できるよう努めていくことが課題として認識されたため。
2 4	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難を受け入れる避難所は、当町においては、防災計画で第1次避難所として指定している、各区公民館(集会所)になると考えられるが、その避難所を開設する各区自主防災組織の受け入れ体制ができていない。 18号台風で、自主避難を受け入れたのは、当町の役場庁舎であるが、高齢者世帯で住宅も古いため、心配をされて、自主避難をされたものであり、本来であるならば、まずは、地元自主防災組織が公民館等で避難所を開設し自主避難者を受け入れるべきであると考えている。今後は、行政側の体制を見直し、各区自主防災組織が、自主的に自主避難者を受け入れるための避難所を開設する体制作りを啓発していくことを、まず進めたい。
2 5	<ul style="list-style-type: none"> 台風の接近においては、TVやラジオ等で、「戦後最大」「伊勢湾台風と同等、同じコース」など、住民の不安をあおる報道がされていた。そのため、不安になった1人暮らしの方などから、電話による避難の問い合わせをいただきました。そのため、町では、最接近前日から避難所を立ち上げ、自主避難の要望や問い合わせに対応しました。結果は〇人の自主避難となりました。 問い合わせがあった方にのみ避難所の開設をお知らせしたが、〇年度から、行政情報メールサービスを始めるため、開設をしたら、メール等でお知らせしていきたい。台風の大きさ、進路、雨の量、住民感情等を考慮して、適切に行動したい。 住民の不安をあおる報道は、住民自ら備えることを促すためにもいいことだと思います。
2 6	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、今回の台風による大きな被害はなかったが、過去に水害による大きな被害を受けた経緯がある。市では、自主避難についてだけでなく、避難誘導體制として市民の迅速かつ円滑な避難支援を継続して実施することとしている。
2 7	<ul style="list-style-type: none"> 状況によっては、避難のために外へ出て、かえって身に危険が及ぶ場合もあるため、迅速・正確な状況把握をし、自主避難の呼びかけを行うか判断したい。
2 8	<ul style="list-style-type: none"> 付問8-1等問題があるため、すぐには方針を出せない。
2 9	<ul style="list-style-type: none"> 今回のアンケート結果を踏まえて、今後の検討課題としたいため
3 0	<ul style="list-style-type: none"> 災害の規模、地域による災害発生の違いなど、自主避難の判断は、その状況で変化するため、市としては、「自主避難」の考え方、行動などの知識習得、訓練などを市民に対して行っていく。
3 1	<ul style="list-style-type: none"> 災害予測等により異なる。
3 2	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な判断材料が少ないため。
3 3	<ul style="list-style-type: none"> 自治体としては、どちらにしても結果が悪かったり被害が出れば責任を問われるので、状況によってしっかり判断したいため。
3 4	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難はその場に居て、過去の経験などから、住民自ら又は、自治会や自主防災組織の役員などの判断によりなされることが適切で、市はその判断材料となる正確な情報を迅速に伝えるようにすべきだと考える。
3 5	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難が必要な場合もあるが、自主避難することが、危険な場合もあり、判断が難しいため。

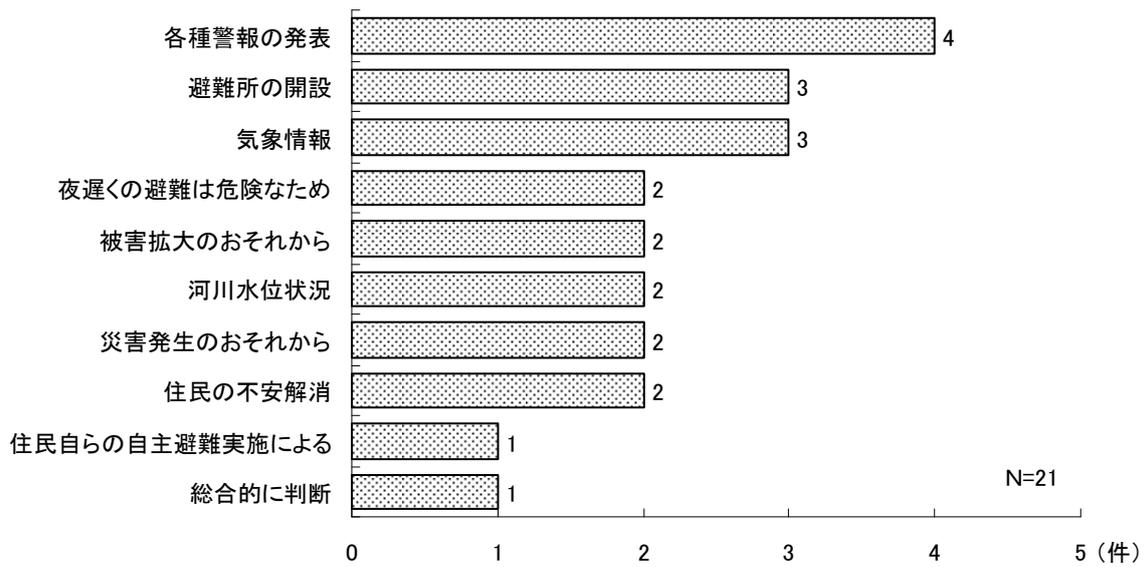
36	<ul style="list-style-type: none"> 行政が危険な段階には至っていないと判断している時点でも、住民自らが危険・不安を感じた場合に自主的に避難するもので、行政が危険と判断した場合は避難勧告や避難指示の発令となるので自主避難を住民や地域に働きかけることはないとする。
37	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難については、あくまで住民の判断に基づき行ってもらっている。 自主避難については、個々に行う防災講座等での働きかけは行っている。 自主避難希望については避難所開設を行っている。
38	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告を発令する前段階の自主避難の段階では、建物の強度や、地形条件、深夜の場合もあり、避難途中の方が危険な場合も想定されるため、注意情報は広報するが、本人の判断に重きを置いている。
39	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等については、判断、伝達等を「地域防災計画」各種マニュアル等で規定しているので、それに基づいて避難等の働きかけを行うことを考えている。 「自主避難」については、住民の方の判断で、必要に応じて避難所の開設を行うという方針であるため、「今後、「自主避難」してもらえよう」という概念がない。
40	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇には台風18号が上陸することなく紀伊半島の南を通過していった。進路がずれた事により雨もあまり降らなかった。台風の直撃など大きな被害が想定される場合には、雨・風等が強くなる前から自主避難を働きかける必要がある。
41	<ul style="list-style-type: none"> 気象状況、地域の状況等により、自主避難(避難所への避難)が最善の策とならない場合があるため。 24時間365日、自主避難先の避難所の開設・運営体制が必要となるため。 ハザードマップの見直しを行い、地域毎に特性を踏まえた避難行動のあり方を示すことを検討している。
42	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難については、防災上重要視しているものの、働きかけについては、避難所開設のタイミング、対象地域の判断、職員の配置等、個別の状況により判断が必要と考える。 現在策定中の避難勧告等、判断伝達マニュアルの中で検討していく。
43	<ul style="list-style-type: none"> 今後、「自主避難」の位置づけと、避難勧告等との関係を整理し、取り組む必要がある。
44	<ul style="list-style-type: none"> 状況によるので、一概には回答できない。
45	<ul style="list-style-type: none"> 地域によって地形の高低差、自然災害の要因の有無等差異があるため自主避難については、各自治会に委ねたい。
46	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、自主避難は住民の判断により避難するものであるとの位置づけである。
47	<ul style="list-style-type: none"> 状況によってどうするか判断する
48	<ul style="list-style-type: none"> 「自主避難」は、自分達が判断するものである。前後の状況を判断し、自治体が「勧告」や「命令」を出すものとする。
49	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な避難の判断基準を定めていないため。今後、具体的な避難の判断・伝達マニュアルの策定を検討。

【別添2】各設問における「その他」の具体的記述内容

目 次

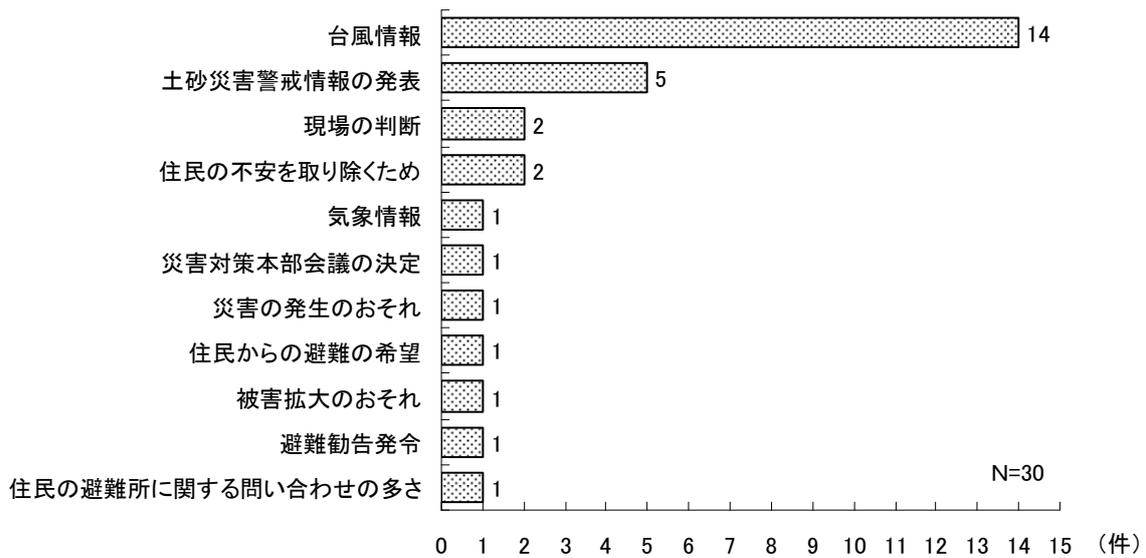
- 「Ⅰ 2. 『自主避難の呼びかけ』を行ったきっかけ」
- 「Ⅰ 3. 『自主避難の呼びかけ』を行った際の判断要素」
- 「Ⅰ 4. 具体的な呼びかけの方法」
- 「Ⅰ 5. 『自主避難の呼びかけ』を実施しなかったにもかかわらず、住民が自主的に避難した理由として考えるもの」
- 「Ⅱ 1. 自主避難が実施された事例における避難勧告等の発令状況」
- 「Ⅱ 2. 避難準備情報、避難勧告、避難指示などの発出・発令に至らなかった理由」
- 「Ⅲ 2. 自主避難の対象となった避難場所」
- 「Ⅲ 4. 職員が避難場所に出向かずに自主避難の状況を把握した相手」

「 I 2. 『自主避難の呼びかけ』を行ったきっかけ」(複数回答)



No	記述内容
1	夜間及び暴風警報が発表されていたため自主避難とした
2	相当の雨量が予想されていたため、夜遅くなってからでは危険なため自主避難希望者を防災行政無線により呼びかけた
3	河川上流の水位
4	河川の水位状況、土砂災害警戒情報の発表
5	土砂災害警戒情報の発表
6	大雨洪水警報の発令
7	避難所を開設したこと
8	軽微な災害に対応したときに、災害が拡大する可能性があったため、対象世帯に自主避難を呼びかけた
9	被害拡大のおそれがあったから
10	台風接近で不安に感じる住民が多いから
11	気象情報による災害の予測
12	気象庁、テレビ報道等の情報により判断した
13	不安は市民への対応として早めの避難所開設をした
14	避難所開設前に自主避難された住民がきたため
15	総合的に判断
16	災害の発生のおそれがある場合には、早期の避難を促しているから
17	最も接近する時間が深夜であったため、暗闇での避難が危険と判断したため
18	広域避難所を開設し、職員配置が完了していた。受け入れ体制が整っていた
19	家屋や土地によっては危険な状況になる可能性があったため
20	自主避難をしてくださいという呼びかけではなく避難所開設をしましたので避難が必要と思われる方は避難してくださいとの呼びかけを行った
21	大きな台風接近の都度行っているから

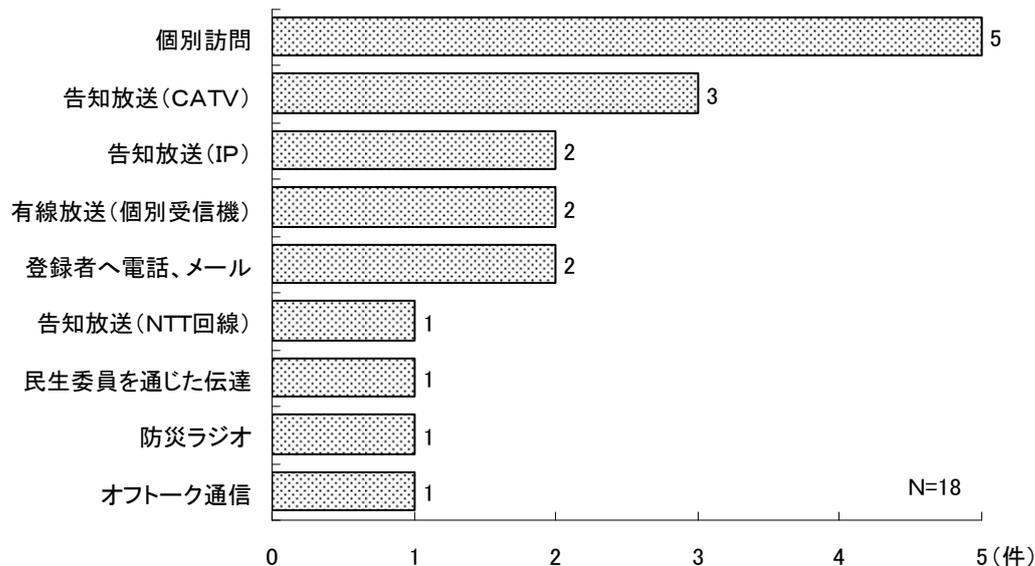
「 I 3. 『自主避難の呼びかけ』を行った際の判断要素」(複数回答)



No	記述内容
1	災害対策本部会議の決定
2	土砂災害警戒情報の発表
3	住民の不安を取り除くため
4	現場の消防団員からの情報
5	被害拡大のおそれがあったから
6	土砂災害警戒情報の発表
7	台風情報(進路等)
8	避難勧告発令
9	土砂災害警報情報
10	台風の予想進路
11	気象情報(台風進路予想)
12	台風情報(TV、ホームページ)
13	台風の進路予測を参考にした
14	暴風域突入の予測
15	住民からの避難の希望があったので
16	台風の進路予報、過去の住民の避難状況
17	現場の判断
18	未記入
19	土砂災害警戒情報の発表
20	気象台等からの台風情報
21	夜半にかけ台風が勢力を維持しつつ接近すると予測された
22	風雨による被害予測
23	10年に一度の大型台風、伊勢湾台風と進路が同じ
24	気象情報
25	台風情報
26	伊勢湾台風と同規模、同コースという報道、住民の避難所に関する問い合わせの多さ
27	災害の発生のおそれ

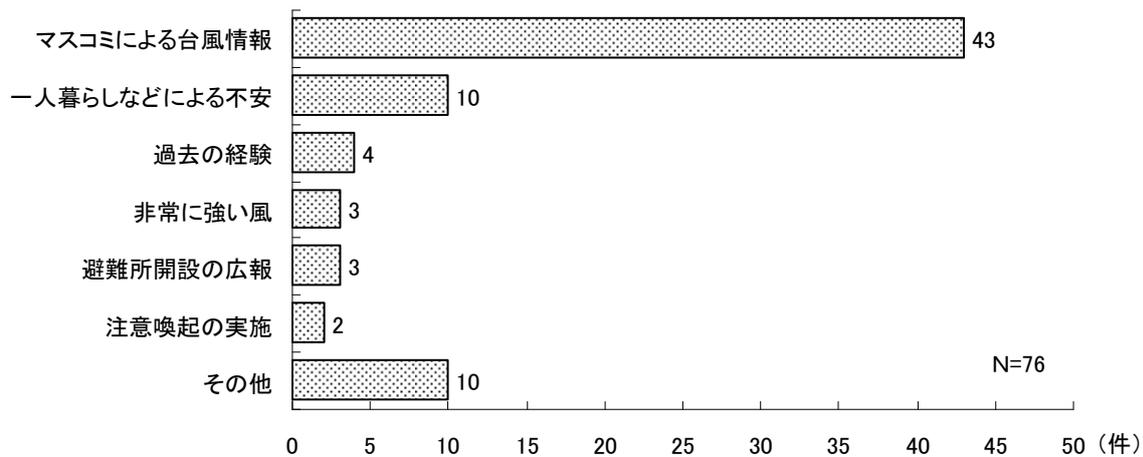
28	独り暮らしの住民の不安解消
29	大きな台風接近の都度行っているから
30	土砂災害警戒情報の発表

「I 4. 具体的な呼びかけの方法」(複数回答)



No	記述内容
1	防災ラジオ
2	火災等情報提供事業登録者、火災時要支援者、安否確認実施制度の登録者へ電話、メール
3	個別訪問
4	民生委員を通じた伝達
5	オフトーク通信
6	CATV音声告知
7	NTT回線を利用した告知放送
8	防災部門職員
9	個別訪問
10	戸別訪問
11	有線放送(個別受信機)
12	直接口頭で伝達
13	ケーブルテレビ音声告知器
14	IP告知システム
15	IP告知システム
16	町有線放送(各世帯戸別受信機)
17	CATV告知放送
18	一斉通信によるメール・電話

「I 5. 『自主避難の呼びかけ』を実施しなかったにもかかわらず、住民が自主的に避難した理由として考えるもの」(複数回答)

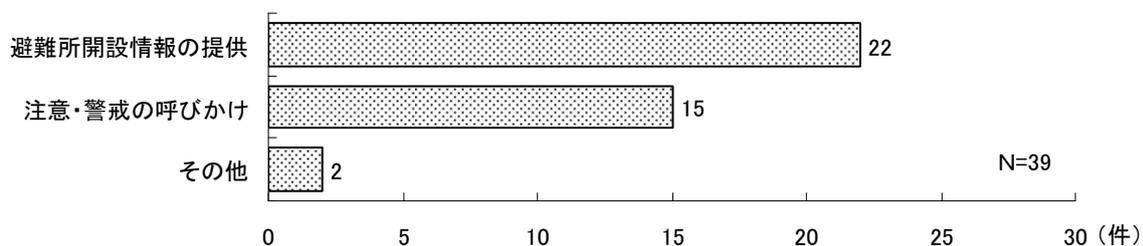


No	記述内容
1	台風9号の災害復旧が未完了であり、二次災害が心配なため
2	非常に強い風
3	テレビ等による台風の大きさ、雨量、進路予測
4	台風の経路と大きさ
5	自主避難所開設の旨を市民に広報したため
6	伊勢湾台風とほぼ同じコース、強さの報道による。住民の判断
7	マスコミによる報道や伊勢湾台風の経験から自主的に避難する人が多かった
8	避難所開設の広報を実施
9	地滑り(自宅上部の市道方面)
10	独り暮らしである
11	行政が住民に対して、防災行政無線、広報車、携帯電話メール等により注意喚起を行ったため
12	当地域に被害をもたらすとの气象台予測の事前報道
13	マスコミの報道
14	テレビ等マスコミで伊勢湾台風級の大型台風が東海地方を襲うと報道されたため
15	一人暮らしの恐怖から
16	単純な不安。伊勢湾台風並との報道
17	独り暮らしや自宅建物の安全への不安
18	呼びかけは行っていないが危険を感じられる場合は自主避難する旨、広報車で伝達している
19	事前にマスコミによる伊勢湾台風並との報道がされていたため
20	報道等からもたらされる情報
21	報道で盛んに警戒するよう放送していたから
22	テレビ等での報道
23	土石流
24	用水路の枠に一部低い部分があり、そこから浸水があったため
25	単身高齢者ということから、不安に感じたため
26	マスコミによる注意喚起
27	報道関係等の情報
28	伊勢湾台風並みの台風がくるという情報

29	マスコミ各社において伊勢湾台風と同じコースを通り、一部報道において伊勢湾台風の再来と報じられたため
30	テレビ等の気象情報から
31	心細いため(特に高齢者世帯に多い)
32	気象予報
33	TV等による情報
34	避難場所開設の周知を知った
35	災害に対する不安
36	テレビで他県の被害情報を得て
37	敷地境界にある市道擁壁が崩れたため
38	台風情報
39	ブロック塀の倒壊によりガスボンベを取り外したため、自炊できなくなった
40	昨年2月に近年まれに見る強風(暴風雨)により大きな被害を受けたが(住家屋根の剥離をはじめ、広範囲、長時間の停電など)、その時の経験が、台風に対しての警戒意識を高めたものと思われる
41	過去において水災の恐怖を体験したと伺った
42	独り暮らしのため家にいるのが不安(該当者に聞き取り)
43	高齢者の老朽化独居家屋への不安
44	50年前の伊勢湾台風と中心気圧、予想進路が似ていて特に実際に伊勢湾台風を体験した方が不安になったため
45	暴風
46	テレビなどの情報による
47	TV等の報道
48	報道の情報
49	8月11日の地震により裏山の地盤が弱くなっていたから
50	マスメディアからの情報
51	伊勢湾台風等の教訓から
52	マスコミの取り扱いが大きかったこと
53	テレビ等のメディアの情報
54	未記入
55	マスコミの報道内容に起因(伊勢湾台風並みの勢力という表現など)
56	テレビ報道等からの情報取得
57	伊勢湾台風、東海豪雨の経験から
58	過去に伊勢湾台風の被害経験もあり、ニュース等では伊勢湾台風並みとの情報もあり台風接近前に事前に避難した
59	マスコミの報道
60	天気予報で大型台風の進路上であったためと、高齢者のみの世帯であったので、自宅待機では心配されたため
61	大きな台風とテレビで報道されていたため
62	テレビ・ラジオによる台風情報や他県における避難状況等の放送
63	ニュース等で台風が相当強いことを耳にして、早めに避難所に入ったと見ている
64	独居で建物に不安があるから
65	TVの報道
66	大きな台風ということで不安になった住民が自主避難したと考えられます

67	テレビの情報等
68	強風
69	当地域の状況よりもテレビ等の全国的な報道内容を重視した
70	テレビ等が台風18号は大型との情報だった
71	テレビ、ラジオの情報
72	帰宅困難になったため
73	警戒基準に達していない状況であったが裏が崩れたため自主避難をしてもらった
74	マスコミ報道
75	独居老人で不安なため
76	昭和22年のカスリーン台風が記憶にあり怖くなった(本人談)

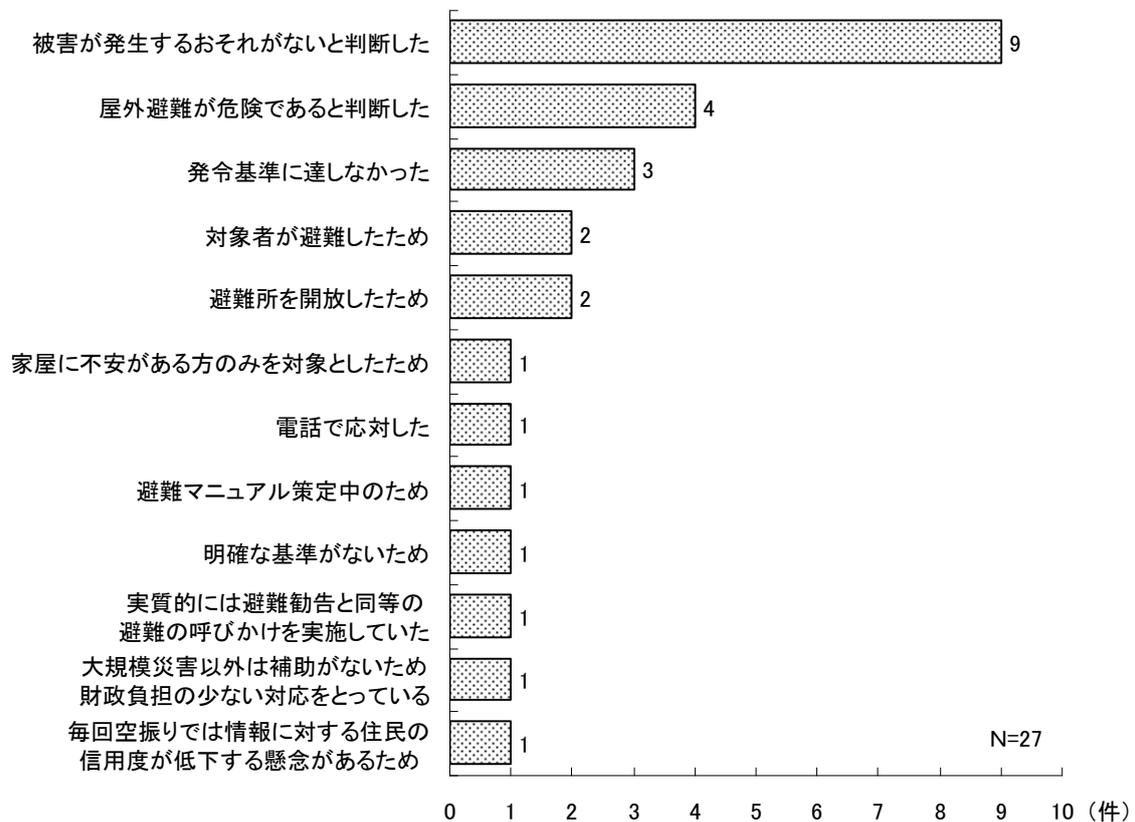
「Ⅱ 1. 自主避難が実施された事例における避難勧告等の発令状況」(複数回答)



No	記述内容
1	避難所開設情報の提供(防災個別無線)
2	各自治会長に地域での警戒を呼びかけた
3	避難所開設
4	特定区域の数戸にのみ個別に呼びかけた
5	大雨、強風、土砂災害、浸水に対する注意啓発
6	自主避難の呼びかけというよりは避難所の開設について情報伝達を行った
7	避難場所開設の情報を発表した
8	気象情報を発出した
9	広報車にて避難所開設の旨を周知した
10	警戒の呼びかけを行った
11	土砂災害への注意の呼びかけを防災無線、広報車を使用して行った
12	災害発生危険が高まっていることを危険区域の住民に情報発生した
13	大雨警報、土砂災害警戒情報発表を防災行政無線で放送した
14	防災行政無線で注意を呼びかけた
15	台風接近に伴う注意喚起の放送を実施
16	HPとメール配信サービス、広報車等において避難所開設の旨を周知した
17	避難所をいつからどこに開設するという情報を発令した
18	自主避難所開設の旨を市民に広報したため
19	台風接近と情報収集を各戸伝達した
20	同報無線、ホームページによる注意喚起を行った
21	同報無線、ホームページ、コミュニティFMラジオにて、気象情報と山間地の土砂災害への注意を促す

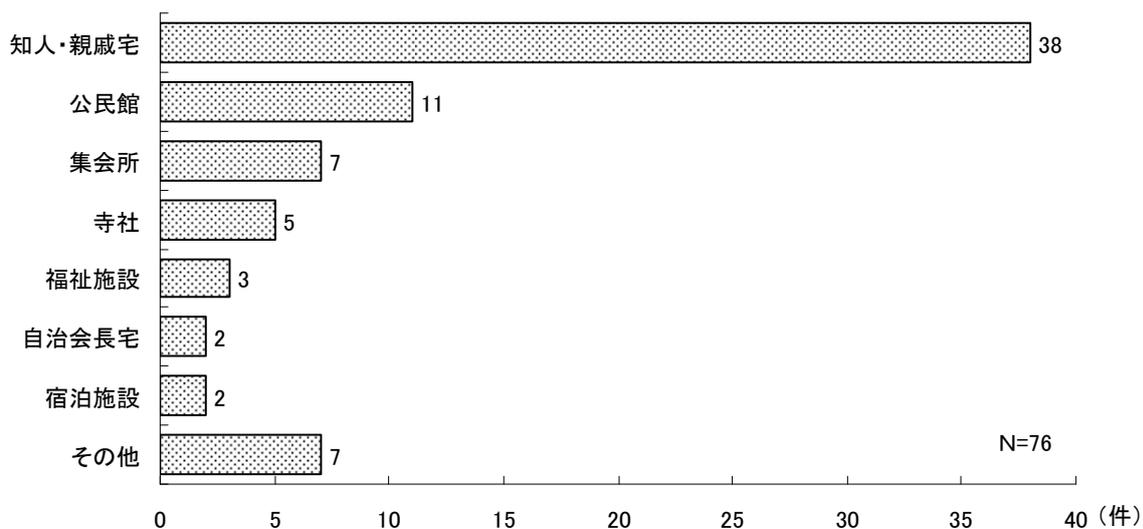
	広報を行った
2 2	避難所の開設情報
2 3	避難所開設の情報を発出した
2 4	避難所開設の情報を同報無線で周知した
2 5	避難所開設の呼びかけを行った
2 6	自主避難の避難所開設の情報を流した
2 7	避難所開設情報を発出
2 8	避難所の開設状況を地区、自主防災組織へ報告した
2 9	避難所開設の情報
3 0	当市ホームページにて避難所の開設を周知し必要に応じ自主避難するように呼びかけた
3 1	避難所の開設を広報
3 2	市HPにおいて避難所(市内120カ所)開設を知らせた
3 3	自主避難の呼びかけは行っていないが、避難所開設の情報は発出した
3 4	自主避難所の呼びかけ等は行っていないが、避難所を開設していることの周知は行った
3 5	各自治会には自主避難があれば受け入れを依頼したため、一部の自治会では受け入れを放送された
3 6	台風の進路予想に伴い注意呼びかけ
3 7	避難場所開設の周知のみ
3 8	避難の呼びかけはしていないが、台風情報は町の防災無線で行った
3 9	自主防災会の会長に電話連絡

「Ⅱ 2. 避難準備情報、避難勧告、避難指示などの発出・発令に至らなかった理由」(複数回答)



No	記述内容
1	過去において、避難情報を発令するような大規模災害が発生していないが、市民の安全を考え状況に応じて、いつでも自主避難者を受け入れられるよう市内の各公民館等を開放し、自主避難に備える体制となっている
2	情報から当地区に大きな影響はないと判断した
3	台風がそれたため、そこまで至らなかった
4	未記入
5	雨量が予想より少なく河川水位等も問題なかった
6	激しい雨風の時間が少なかった
7	降雨量の減少と現場確認により発令には至らなかった
8	発令基準に達しなかった
9	時間帯が夜間であったため、当時の気象状況等から屋外に出て避難することがかえって危険であると判断したため
10	対象地域に民家がないため
11	大雨洪水警報の発令はあったが、土砂災害警報情報の発令がなく河川氾濫の危険も少なかったため
12	初期では自主避難をしたが状況により次の段階を考えていた。その準備もしていた
13	気象情報により今後降雨が見込まれないと判断したため
14	暴風警報が発表されていた
15	基準に達していなかった(雨が降っていなかった)
16	危険と思われる地域には、実質的には避難勧告と同等の避難の呼びかけを実施していた
17	避難マニュアル策定中のため
18	1. 発令したが被害が起きない事への慣れを防ぐため毎回発令、毎回被害なしでは情報に対する住民の信用度が低下する懸念がある 2. 財政的理由 情報の発令に伴い、職員や消防団(水防団)の活動、避難所にある防災用品の使用があるが、大規模災害以外は補助がない、年数回ある台風災害において住民の危険がない範囲で財政負担の少ない対応をとっている
19	明確な基準がないため
20	風雨が強く危険であるため
21	電話での問い合わせがあれば応えていた
22	早めに避難所を開設したため
23	発令基準に達していなかったため
24	激しい雨で且つ夜間であり外に出る方が危険であると判断したため
25	対象者に直接呼びかけ避難依頼を行い避難に至ったため
26	発令する以前に自主避難が行われた
27	家屋に不安がある方のみのため

「Ⅲ 2. 自主避難の対象となった避難場所」(複数回答)



No	記述内容
1	親戚宅
2	寺
3	親戚宅
4	隣家へ
5	親類宅へ
6	福祉施設
7	市内親族宅
8	地区公民館
9	寺院
10	町内会の公民館
11	親類宅
12	集会所
13	親戚宅
14	親類の家
15	避難者の親戚宅
16	親戚宅
17	親戚宅
18	近所の家
19	地区自治会長宅
20	親戚宅
21	親類宅
22	知人宅
23	隣人宅
24	市営住宅
25	自己所有のマンション
26	親戚
27	民間福祉施設

28	個人宅
29	親類宅
30	未記入
31	集会場
32	自治会長宅
33	宿泊施設
34	近隣民家
35	親戚
36	親戚宅
37	地区公民館
38	神社
39	介護予防施設
40	ホテル
41	町民会館
42	自治会集会所(協力協定施設)
43	自治会公民館
44	寺
45	浄水場(水道課)
46	親類宅
47	拠点避難所
48	自治会集会所
49	知人宅
50	隣家、親戚宅
51	親類の家
52	親戚宅
53	近所の家及び子供の家
54	親戚宅、知人宅
55	自主防災会の自主避難所(公民館)
56	知人宅
57	自治会集会所
58	自治会公民館
59	地区公民館
60	寺、天理教
61	地区内の民家
62	知人宅
63	親類、家族宅
64	協定に基づく公会堂
65	各集落の公民館
66	自治会の自主避難所
67	親類宅
68	親戚宅
69	地域会館
70	公民館

7 1	自治会公民館
7 2	地域集会場等
7 3	自治公民館
7 4	親類宅
7 5	親類宅
7 6	親戚宅

「Ⅲ 4. 職員が避難場所に出向かずに自主避難の状況を把握した相手」

No	記述内容
1	小規模な崩壊箇所付近の住民宅へ行き、隣人から「自主避難された」と聴取
2	警察署
3	消防団
4	本人からの119番通報
5	県砂防事務所職員
6	自主避難者から電話があった。一番近い避難所が役場庁舎横だったので来てもらった
7	避難所を開設することになっている職員
8	避難場所は役場